

王朝國家財政構造への転換と斎院禊祭料の諸段階

下向井 龍彦

はじめに

私は、前稿「摂関期の斎院禊祭料と王朝国家の財政構造(1)」において、『小右記』の記主藤原実資が二六年間の長きにわたって禊祭行事上卿を勤めた一〇世紀末～一一世紀前半の『小右記』賀茂祭関係記事を素材に、摂関期の賀茂祭斎院禊祭料催徴の実態とそこからうかがうことができる王朝国家の財政構造の特質を明らかにした。また前稿「はじめに」で、次に掲げる新出天元四年(九八一)四月九日官宣旨(2)所引の応和三年(九六三)宣旨をもとに、九世紀～一一世紀前半における斎院禊祭料の催徴方式と違期・免惡・未進対策の四つの段階について概観した。

左弁官下

丹波国

応早速以前司令中進納上斎院禊祭料絹式拾参疋事

右彼院解状備、今月五日前司守菅原朝臣理詮牒狀備、去二月十五日
衙牒今日到来備、件絹依官符旨⁽³⁾今月卅日以前可被進納者也、
而年来例空過件期以免惡絹僅進納、爰禊祭之期已依⁽⁴⁾追來、不⁽⁵⁾
加精好、依數檢納充用之處、難遁事怠、加之、染色裁縫已
有其程、仍牒送如件、乞衙察之狀、期日以前殊加精好、欲⁽⁶⁾
被進納者、今檢案内、件絹須如官符旨以去年調庸正稅内交
易進納⁽⁷⁾、而勤濟前司以往五箇年當任四箇年并九箇年雜公文之間、
封家納官其責無絕、仍當弁彼責之間、所未交易也、爰新司着

任、所在本領官物并調庸租稅未進、依員分付已了、加之、國中公事當任進退也、去任之吏豈廻⁽⁸⁾何謀哉、仍不堪⁽⁹⁾進納之狀、牒送如件、乞衙察⁽¹⁰⁾狀者、例進之國所申之旨、已背官符、擬闕⁽¹¹⁾有限用也、早被下⁽¹²⁾宣旨、依例令⁽¹³⁾進納者、檢案内、當年禊祭料以去年應輸之内可進納之色、而寄事新任之吏、何闕例進之勤乎、去応和三年四月十日宣旨備、權左中弁藤原朝臣國光伝宣、大納言藤原朝臣在衡宣、奉勅、賀茂斎院禊祭料雜物、須下臨期自諸司下充⁽¹⁴⁾、而諸國調庸早不進納⁽¹⁵⁾、仍年來之間、分配國々、二月卅日以前可進彼院之由、每年給官符、爰或合期進上、依⁽¹⁶⁾在⁽¹⁷⁾免惡⁽¹⁸⁾、以隨返却、或違期不進、依無懲肅⁽¹⁹⁾而致懈怠⁽²⁰⁾、因茲抑⁽²¹⁾留言上解文、不裁許其申請⁽²²⁾、然而不⁽²³⁾守符旨、猶以懈怠、又遷替之年、前後国宰寄事左右、各以遁避、已是去年調物也、不⁽²⁴⁾進納⁽²⁵⁾怠尤在前司、自今以後停止抑⁽²⁶⁾留申請解文之事、叙位除目之時、勘申功課之日、准諸司例、仰彼院司、令勘申件雜物違期未進之國、隨其懈怠之狀迹、不預治國之勸賞者、任件宣旨、代々之間所行來也、而背新制之旨称遁避之詞、国宰之勤豈可然哉、中納言藤原朝臣濟時宣、奉勅、重加譴責、早令⁽²⁷⁾進上、國宜承知、依宣行之、仍須下幹了綱丁、早速進上日、期日已迫、不得重怠、

天元四年四月九日

少弁平朝臣季明

大史大春日朝臣良辰

第一段階 期日（二月三十日「傍線部①・傍線部②」）

が来たら斎院が大蔵省などの保管官司から出給を受けていた律令国家財政の段階である（傍線部①）。しかしこの出給方式は諸国調庸未進が増大し（したがって大蔵省などから斎院に出給できなくなり）、破綻してしまう（傍線部②）。

第二段階

そこで政府は毎年「官符」で諸国に料物を割り当て、期限（二月三十日）までに諸国から斎院に直接進納させる方式に転換した（傍線部③）。「官符国宛制」である。その時期は、延喜初年ころである。しかし期日内に進納しても粗悪品と査定されて返却される国や違期・未進する国が跡を絶たなかつた。政府は諸国の「懈怠」は明確な制裁規定がないためであると考えた（傍線部④）。

第三段階

そこで政府は、国司に違期僨未進があれば「申請解文」＝諸国申請雑事を裁許しないという制裁を課すことによって納入率を高めようとした（³）（傍線部⑤）。その時期は、延長五年（九二七）である。しかしなお懈怠（僨惡・違期・未進）は絶えず、とりわけ交替年の前司と後司の進済責任の押し付け合いが懈怠の要因として問題視されるようになつた（傍線部⑥）。

第四段階

そこで応和三年（九六三）の賀茂祭を前にした四月十日、「申請解文」を裁許しない方針を撤回し、交替年禊祭料の前司進済責任を明確化するとともに、四年分の完納証明（斎院勘文）がない前司は受領功過定で「勸賞」しないという制裁を設けて、納入率を高めようとした（傍線部⑦）。この基本方針は、天元四年（九八一）段階でも継続しており（傍線部⑧）、藤原実資が禊祭行事上卿を勤めていた一世紀前半にも堅持され、受領功過定が形骸化する一二世紀になつても斎院勘文による完納確認は行われていた。

本稿は、前稿で推定した第一段階から第二段階、第二段階から第三段

階への転換の時期をさらに明確に論証するとともに、転換の実相とその社会的・財政的要因を解明することを意図するものである。

とくに第一段階から第二段階への転換を律令国家財政から王朝国家財政への構造的転換と位置づけ、第二段階から第三段階、第三段階から第四段階への転換は、第二段階に始まる王朝国家財政構造の展開過程のかでの制度整備・納入率向上政策であり、それら財政政策が円熟期の撰関政治と王朝文化を支える王朝国家体制の財政的基盤となつたことを具体的に明らかにしていく。

本稿は、一二〇一五年～一二〇七年の科学研究費補助金による成果の一部であるが、紙幅の都合で第四段階については本稿に掲載することができない。第四段階を含む展開の全体像については、おつて刊行する科学研究費補助金研究成果報告書を御覧いただきたい。なお院政期への展望を予定していたが、力量不足・時間不足で、この点についての検討はなしえなかつた。

斎院禊祭料の催徴方式の右の四段階は、九世紀から一〇世紀にかけての国家財政構造（政策）の四段階を反映していると考えるが、上記のような王朝国家論の立場に立つ財政構造認識は、近年の平安時代財政構造について「通説」化している議論、すなわち一〇世紀後半財政構造転換論とは大きく異なる。一〇世紀後半転換論の提唱者大津透氏は、律令國家財政構造のもとで深刻化した「調庸納入悪化」に対処するため、一〇世紀中葉～後半に、率分制・永宣旨料物制・諸司切下文制が導入され、これら新制度に対応するため受領功過定に率分・斎院禊祭料など個別審査項目を増設し、それまで禁止してきた受領設置による弁済使を承認・活用してこれら新制度を運用した、という。これら一連の諸対策が、律令財政構造下の調庸納入悪化を克服する財政構造改革であり、新たな國家段階を出发させる体制転換の基礎をなしたものである、とするのである。近年では一〇世紀後半の画期を自明の前提として議論がなされる傾向にあ（⁴）

しかしこの議論は、一〇世紀の「調庸納入悪化」状況を招いた「調庸納入」方式が、九世紀段階、すなわち律令国家財政構造下の調庸納入形態に根本的（原理的）な改変が加えられることなく維持されていたといふ、なんら証明されていない前提に立っている。この学説の問題点の一つは、九世紀末～一〇世紀前半における過渡期の財政概念「在下」の問題に取り組んでいないことである。在下論を組み入れることなしにこの時期の財政構造改革のダイナミズムを解明することはできない。本稿第二章・第三章第一節では在下論の追究によつて、転換の画期が九世紀末～一〇世紀初頭であることを明らかにする。問題点の第二は、一〇世紀後半に登場したとする新たな調達方法の個別の制度的前提を追究することなく、九世紀的「調庸納入」方式に代わる新制度ととらえたことである。永宣旨方式も切下文方式もその登場または前提は九世紀末～一〇世紀初頭まで遡ることが、本稿第二章第四節と第三章の検討によつて明らかになる。

実証面では、上掲新出史料の紹介によつて応和三年宣旨の全文が明らかになり、大津氏が依拠した『朝野群載』（巻二八 諸國功過）所収同宣旨は第一段階・第三段階への転換を含む重要な文言を欠落させた抄録であることが判明し、一〇世紀後半画期論の論拠の一つが崩れてしまった。応和三年における斎院禊祭料の受領功過定独自審査項目化の前段階である官符国宛制（大津氏は料国制という）への転換が、大津氏が想定した「それ以前、おそらく天暦後半から天禄年間にかけて」ではなく、はるか以前の第一段階から第二段階への転換の時期であつたことが、疑念の余地ない事実として明らかになつたのである。その時期を明確に示すことが本稿第二章の課題の一つである。

本稿の考察を通して、九世紀末～一〇世紀初頭の財政構造改革によって財政構造は大きく転換したのであつて、一〇世紀中葉～後半の財政上の諸対策はあらたな財政構造の枠組みの中での効果的な違期対策で

あつたこと、したがつて一〇世紀後半財政構造転換論は成り立ち難いことが明らかになるはずである。

一 律令国家財政構造のもとでの斎院禊祭料 第一段階

弘仁十年（八一九）三月十六日の嵯峨天皇の勅により、四月中酉日の賀茂祭は、「中祀」に準じる勅祭として挙行されることになった⁽³⁾。本来、「大祀」は「践祚大嘗祭」だけであり、それに次ぐ「祈年祭・月次祭・神嘗祭・新嘗祭」の宮中四祭が中祀であつた⁽⁴⁾。賀茂祭が中祀とされたのは、これら宮中祭祀に並ぶ最高位の祭祀に位置づけられたということである。その前年の賀茂祭（国祭）直後の弘仁九年五月に斎院司が置かれたのは⁽⁵⁾、翌年から勅祭とすることとした賀茂祭における、初めての斎院禊祭行列の準備運営を視野に入れた措置だつた。

まず弘仁十年に始まる勅祭賀茂祭（以下、たんに賀茂祭と表記）の九世紀における斎院禊祭料についてみてみよう。九世紀の斎院行列がどのような構成であったのかを六国史にみるとることはできないが、貞觀十五年（八七三）～同十九年の間に撰述されたと推定されている『儀式』⁽⁶⁾に詳しく述べられており、華やかな斎院行列が營まれていたことを彷彿とさせる。『延喜式』（巻六 斎院司 每年禊祭条）には、表1に整理したように、『儀式』の斎院行列の装束・餽物などを染色・縫製・製作するためには必要な「毎年禊祭料」（禄料や作夫食料なども含まれる）の品目・分量・使途が、詳細に規定されている。しかしながら、その調達方法については「右所司弁備、祭日供」之ときわめて簡単に記しているだけで、具体的な方法を示してはいない。あらかじめ料物を「弁備」し祭日に「供」する「所司」は斎院司のことであるが⁽⁷⁾、斎院司がどこからどのように禊祭料を調達して「弁備」したのか、『延喜式』（斎院司）には何

表1 「延喜式」斎院禊祭料

	粢王料	彩色料	人給料	祭雜用料	使途	彩色料・祭雜用料の項名は下向井が便宜的に付した。 * 2,093は2疋9尺8寸	出給官司(推測)	10世紀以降の負担国	
奥縫	疋	1			粢王料		大藏省		
中縫施	疋	1			粢王料		大藏省		
両面	疋	2			粢王料 敷道料		大藏省	但馬	
羅	疋	2			粢王料		大藏省		
凌縫綱	疋	1			粢王料		大藏省		
白縫	疋	5			粢王料(冠料)		大藏省	河内40冠料(交易)	
白綱	疋	10			粢王料(冠料)		大藏省	大和15冠料(交易)	
綱	疋	10			粢王料(装束料?)		大藏省		
綱	疋	*2,096			粢王料 凡帳五具帷料		大藏省		
綱	疋		40		禄料衾30条料		大藏省	尾張	
綱	疋		30		小袴衣80裙料		大藏省	美濃	
綱	疋		86	3	宣旨以下走蒲以上祭日装束料		大藏省	丹後	
綱	疋		2		院司装束料		大藏省	但馬	
綱	疋		20		走馬衛府渠人等祿料		大藏省	因幡	
角	疋	10			(粢王装束料?)		大藏省		
昂	疋		14		豪人・兼馬女・采女・采代女14人装束料		大藏省		
白紗	疋	4			(粢王祿巾料?)		大藏省		
白紗	疋		4	1	宣旨以下女孺以上20人・走疋10人祿巾料		大藏省		
紫絲	斤	4			粢王料		大藏省		
白縫	疋		7	4	宣旨以下女孺以上20人少女4人襦表料		大藏省		
赤紫綱	疋		4		走瀬10人衣料 同祿祿料		大藏省		
緋綱	疋	5	5	5	長官当色料、走瀬10人裳表料 同祿祿料		大藏省	丹波(正税交易)	
藍染夾綱綱	疋		3		宣旨1人・乳母2人料		大藏省		
赤糸	斤		20		祭雜用料		大藏省		
白糸	斤		20		祭雜用料		大藏省	阿波(調)	
調綿	屯		180		禄日禄料30条料・走馬衛府并夷人等祿料		大藏省		
調綿	屯		15	3	凌縫地夾綱料		大藏省		
調綿	屯		200		禊日祿料		大藏省		
調綿	屯		100		走馬衛府渠人等祿料		大藏省		
細布	端		8	3	舞衣下所廻上神舟・起舞旗・戎日物・韁韁・手底持物		大藏省		
紺細布	端		4	8	禊日車副・手振祿料		大藏省		
紺調布	端		18		乳母料・端篋馬女料		大藏省		
布	端		94	2	宣旨・礼舟・紫馬女已下料・室御丁格料・輕巾料・脚結料など		大藏省		
庸布	段		700		諸司番上已下祭日祿料・禊祭雜用料		大藏省		
紫革	枚	2			粢王料		内蔵寮(諸國年料供進)		
紺革	枚	2			粢王料		内蔵寮(諸國年料供進)		
蘇芳	大升	3			(粢王凌縫地夾綱料?)		内蔵寮		
蘇芳	大升	4			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮		
蘇芳	大升		1	14	凌縫地夾綱料		内蔵寮		
茜	大升	20			(粢王凌縫地夾綱料?)		大藏省or内蔵寮		
茜	大升		7	10	凌縫地夾綱料		大藏省or内蔵寮		
紅花	大升	20			(粢王辛紅地夾綱料?)		大藏省		
紅花	大升		16		辛紅地夾綱料		大藏省	信濃 上野(臨時交易)	
紫草	斤	100			(粢王用染雜物料?)		内蔵寮(諸國年料供進)		
紫草	斤		100		染雜物料		内蔵寮(諸國年料供進)		
楊箒	合	10			粢王料		内蔵寮		
綿端表帖	枚	2			粢王料		揚部寮		
両面端帖	枚	12			6枚 殿慶座土數料/4枚 二社座料		揚部寮		
綠端帖	枚	10			寔殿座土數料		揚部寮		
綿端箋	枚	2			社座料		揚部寮		
出雲蓬	枚	4			2枚 牡料 2枚 夏座料		揚部寮		
金泥	両	4	1	2	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
銀泥	両	4	1	2	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
胡粉	斤	5	3	3	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
綠青	斤	3	1	3	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
白綠	斤	1	1	2	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
空青	斤	2	3	2	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
丹	斤	2	2		画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
雌黃	両		5	1	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
同黃	両		4	4	画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍奏		内蔵寮(諸國年料供進)		
黃檗	大升		16	7	凌縫地夾綱 辛紅地夾綱		大藏省		
黃檗	大升		7	10	凌縫地夾綱料		大藏省	播磨 淡路 石見?	
礬石	両		15	1	凌縫地夾綱料				
麸	斗		2		辛紅彩色夾綱料		造酒司?	越前	
小麥	斗		3	5	凌縫地夾綱 辛紅地夾綱料		大炊寮?		
錢	貫		89	72	官製装束料 蔵人6人料 乳母2人料 驚馬女藝4人料 小女4人料 駕車女6人料 采女・采代女4人料 駕長已下荷領已上46人 駕馬74人 冠道・夾綱料緋 藍染料・辛紅彩色夾綱料4束直・直綱料緋直・直直・夾綱料緋染作工功別相作夫功別・雜用料		大藏省		
白米	斛		50	7	8	6 90頭祭祭料7.3-8.6合合御膳相作夫39人食料		大炊寮	
黒米	斛		50	7	8	6 50頭祭祭料7.3-8.6合合御膳相作夫39人食料		大炊寮	
油	斗		5		禮祭儀料并雜用料		主殿寮		
塩	斛		4	0	1	5.7 礼祭儀料并雜用料 夾綱飾并相作夫料		大膳殿	
酢	升		6		辛紅彩色夾綱料		造酒司		
酒	斛		1	4	3	6 禮祭料 夾綱師并相作夫料		造酒司	
鮑	斤		100		禮祭料		大膳殿		
堅魚	斤		100		禮祭料		大膳殿	紀伊	
干鰯	斤		100		禮祭料		大膳殿		
雜魚	斛		3	1	5	7 禮祭料 夾綱師并相作夫料		大膳殿	
海藻	斤		9	13	3 夾綱師并相作夫料		大膳殿		
熟食	具			159	机前 上折樋21合 中折樋21合 大苟25合 裹88具		大炊寮		

も書いていない。だが前掲応和三年（九六三）宣旨に「賀茂斎院祿祭料雜物、須下臨期自_二諸司_一下充上」（傍線部①）とあるとおり、本来、斎院司は祿祭料を期日に保管諸司（大蔵省や内蔵寮・大炊寮など）から受け取つて、いたことは明らかである。

この点について、さらに掘り下げてみよう。『延喜式』では、各官司が物品請求をする場合、恒常的経費であつても行事費であつても、太政官管隸下の諸官司は直接太政官に申請し、八省管下の職・寮・司は省に申請してさらに省から太政官に申請し、太政官は大蔵省・内蔵寮などの保管官司や鋪設官司に必要物品を切り分け、各官司に官符・官宣旨で出給が命じられ（このような官符・官宣旨を「官切下文」という）、各官司はそれらの保管官司から物品を受け取る、という手続きをとつてゐる。¹⁰⁾太政官の管隸下にあつた斎院司は、祿祭料以外の料物では、たとえば時服料の場合には「右隨時申官、請_二大蔵省_一」、元日節料の場合には「右預前申_レ官請受」とあり、元日節料の個別の物品については、「請_二大炊寮_一」「請_二主殿寮_一」「請_二大膳職_一」のように、どの官司から受納するか具体的に書いてある。祿祭料についても、本来は、他の官司の用途や斎院司時服料・元日節料などと同様に、斎院司が「預前申官」し、表1の推定出給機関欄に記載したように、物品に応じて大蔵省・掃部寮・内蔵寮・大炊寮・主殿寮・大膳職・造酒司などから「請受」してはいたはずである。応和三年（九六三）宣旨が第一段階の祿祭料の弁備方式を「須下臨期自_二諸司_一下充上」（傍線部①）とするとおりである。すなわち第一段階の祿祭料は、『延喜式』の一般的な物品請求手続きと同様に、斎院司から太政官に請求し大蔵省・内蔵寮・大炊寮などの保管官司や鋪設官司などから出給を受けていたのである。

にもかかわらず、『延喜式』には祿祭料の出給官司について何も記していなのはなぜなのだろうか。この点は見逃せない重要な問題であり、

次章で検討するとおり、祿祭料については一〇世紀初頭に始まる『延喜式』の編纂過程ですでに「預前申官」「請受諸司」方式は廃絶され、「官符国宛制」に転換していことを暗示している。

『延喜式』には明示していないが、第一段階でも物品の受納期日は第二段階以降の公式納入期限と同じだろうから¹¹⁾、斎院司は二月三十日を期日として大蔵省などから纖維製品・染料などの物品を受け取り、女官・來纏師・作夫が、行列装束の染色・裁縫に勤しむ。三月十三日には顔料を受け取り彩色も加わる¹²⁾。三月はじめから祿祭当日の斎院行列の直前まで、斎院司は染色・縫製工場だったのである（天元四年官宣旨傍線部⑥）¹³⁾。

さて、『延喜式』（太政官 出納条、監物 出納大蔵物条）に規定された律令制的財政構造下の大蔵省の物品出納手続きを祿祭料に当てはめれば、斎院司が太政官に祿祭料の品目・数量を二月三十日に出給してほしいと預前に申請し、太政官は預前に大蔵省などの出給官司へ太政官符・官切下文で二月三十日に特定品目・数量の物品を出給するよう命じる¹⁴⁾。二月三十日の「当日」、斎院司官人が大蔵省に受け取りに行くと、「純綿綵帛絲綿布錢等類」の場合、担当の弁・史・中務・民部・大蔵三省の輔各一人と監物・主計輔一人が大蔵省に集まり、彼らの立ち会いの下で監物が大蔵省正蔵の鑑を開け正蔵から請求物品が出され、立ち会い官人のチェックを経たうえで、斎院司は物品を受け取る。上記以外の「鉄鍤等類」の大蔵省納物および大蔵省以外の保管官司納物を受納する場合は、太政官から史・関係省寮から主典の立ち会いを受けて、物品を受け取る¹⁵⁾。いずれにしても斎院司が大蔵省などから二月三十日に一括支給を受けるというのが、律令国家財政構造下の祿祭料支給の本來的なあり方だったのである。当然、斎院司が大蔵省から受納した物品が、どの国から納入された調庸正税交易物であったかが問題になることはない。官符で諸国に料物が割り当てられる第二段階以降の官符国宛制とは原理的に異なるのである。

『延喜式』の手続きに従えば、禊祭料支給をめぐる斎院司と太政官の関係、太政官と大蔵省など保管官司との関係、斎院司と保管官司との関係は、申請日・官符（官宣旨）発給日・禊祭料出給日の当日限りの関係である。賀茂祭創始期以来の九世紀の禊祭料受納実態が必ずしも建前上の『延喜式』の規定どおりだったわけではないだろうが、

しかし、大蔵省など保管官司からの一括支給が原則であるかぎり、この手続きから大きく逸脱することはない。このように、『延喜式』段階の禊祭料受納手続きのなかで太政官が関わるのは、斎院司からの申請受理、大蔵省への官符（官宣旨）による通知、そして出給当日の大蔵省での弁官の立会だけであり、前稿で詳述した一〇世紀末～一世紀前半の『小右記』段階でみられるように、七～八月に禊祭料官符を諸国に発布し十一月に催宣旨を發布し、三月中下旬から禊祭料日まで継続的に行事上卿・弁・史・斎院司が一丸となつて禊祭料未進諸国からの催徵に取り組むあり方とは全く異なつてゐる。九世紀に禊祭料調達に腐心する禊祭行事上卿・弁・史の姿を確認することができないのは、史料的制約によるだけでなく、このような財政構造からいつて当然なのであり、九世紀に十世紀以降のような形態の禊祭行事上卿・弁・史が置かれることはなかつたと考えてよい。

以上が、律令制的財政構造下の斎院禊祭料、応和三年宣旨がいう第一段階「賀茂斎院禊祭料雜物、須_ト臨_ル期自_ト諸司_ト下充_ル」（傍線部①）の具体的な様相である。

二 九世紀末の財政危機と過渡期の財政—諸國「在下物」充用—

1 九世紀末の財政危機と財政改革の方向性

本節は、旧稿「九世紀の海賊について⁽¹⁵⁾」で示した見通しを引用することで代えることにする。財政改革に海賊問題がからむ違和感について

はご容赦願いたい（一部改変）。

寛平・延喜の国制改革の一環として行われたと想定される財政改革の内容について、一〇世紀後期の国家財政の実態を明らかにした大津透・佐藤泰弘両氏らの研究⁽¹⁷⁾に学びながら見通しを述べ、海賊問題の解決との関わりをみてみよう。

九世紀までの律令制的財政構造の特徴は、①国衙は正丁数（成年男子の人数）を基礎に計算し徵収した調庸額を大蔵省・大炊寮など保管官司に全部まとめて納め、保管官司は消費官司や貴族官人に現物をまとめて配給する。②国司が納めた額が正丁数をもとに計算した所定額に達しない場合、その差額が政府に対する国司の「未進」額である。政府の年間必要経費に達しないから未進なのではない。その未進額は年々累積していく。③国司は郡司富豪層を綱領とし、所定額の運京を請負わせるが、実際の納入額が請負額に達しない場合、郡司富豪層が「未進」責任を負うことになる。この未進は必ずしも郡司富豪層の悪意によるわけではない。九世紀になると、綱領に指名された郡司富豪層は、請負額を自分の責任で集めなければならないが、累積未進額が加算された請負額を集めきれなかつたとき、不足分が「未進」となるのである。④そこで綱領は「未進」責任を回避するため、運京過程で海賊被害・海難事故を偽装したり、王臣家の家人となつたり、田宅を王臣家に寄進したりして、ますます政府に対する国司の「未進」は増大する。海賊問題は律令制的財政構造が生み出す「未進」問題と不可分の関係にあり、九世紀後半には「未進」問題によつて律令制的財政システムは構造的危機に直面するのである。

そこで政府は、九世紀末から十世紀初頭にかけて財政構造を根本的に転換する財政改革を行つた。すなわち①累積未進の切り捨てである⁽¹⁸⁾。仁和四年（八八八）には毎年、所定額に累積未進の一〇分の一を加えて進納させ（『類聚三代格』仁和四年七月二十三日官符）、一〇年間で累積

未進を解消しようとしたが、その胸算用はすぐに破綻し、寛平五年（八九三）には年間所定額にその一〇分の一を加えた額を進納させることにして『類聚三代格』寛平五年五月十七日官符、累積未進を実質的に切り捨て、累積未進問題に決着を付けた。国司は四年分の完済責任を負うだけの受領となつた。受領の対政府累積未進の解消は富豪層の対受領累積未進の解消とも連動し、「負名体制」による公田請作と土地課税（官物・臨時雜役）の安定化をもたらした（以上の二フレーズは今回加筆）。

②政府は、消費官司に年間必要經費を申告させて政府の年間必要經費総量を確定し、それを諸国に割り当てて國との実質納入額を固定した。それが『延喜式』に載せられ「式數」である。この転換は、課税対象である公民正丁数をもとに「下から」税額を決定する財政構造から、政府総支出額をもとに「上から」税額を諸国に割り当てる財政構造への原理的転換であり、同時にそれは地方諸国支配における人身課税から土地課税への原理的転換と対応するものであった。

③政府は消費官司などに支出の必要が発生するたびに隨時、負担国名・物品・数量を書いただけの「手形」（国宛ての「官符」や「宣旨」、「大藏省切下文」など）をその官司に渡し、消費官司はその「手形」を

指定国司に渡し、国司から必要経費を受け取る。政府はもはや、大藏省に現物を蓄積して消費官司に現物を分配するということはせず、「手形」によって国司と消費官司とのモノの授受を取り次ぐだけになつた。これも律令制的財政構造からの原理的転換である。それは綱領が調庸雜米運京を請負い民部省でチエックを受けて大藏省へ納入するという律令制的方式をやめることであり、綱領と王臣家の結託による調庸雜米横領・略取の温床を断つことであった。

④国司は京内外の倉庫に現物を蓄積して「手形」による隨時納入に対応する。消費官司と国司のモノの授受は京内（近辺）で完結する。ここで要求期日に要求品目・品質を納入できるかが問題になる。十世紀に入

つて政府の国司に対する調庸雜米対策が、「未進」から「合期精好（違期龐惡）」（期日と品質）になつていくのはそのためである。特定の儀式の日程までに費用が間に合わない、あるいは納入したものの品質が粗悪で使いものにならないというときの緊急支出用に、政府にはある程度のストックが必要である。「正藏率分」や藏人所に認められる「臨時交易」物はそのような財源として成立したものである。⁽¹⁹⁾

⑤国司は、国内富豪層に隨時、京内外の倉庫に物資を運送させる。運送を請け負つた富豪層はここで「綱領」と呼ばれるが、この運送過程は国司と富豪層の私的関係によるものであり、政府が閑知するものではない。したがつてこの運送過程で海賊被害・海難事故にあつたからといって弁償免除を求めて綱領が民部省に被害届を出したり、政府が被害額の弁償免除したりすることはありえない。

以上の叙述はきわめて不十分・不正確なデツサンであり、ここでは財政構造転換期の「在下」「在下物」の重要性にまつたく言及していかつたが、ここで示した構想はおおすじにおいて現在も変わっていない。本文稿はその実証である。

2 律令國家財政構造の検納出給システムの停止

左大弁藤原朝臣邦基伝宣、左大臣宣、奉^(忠平)勅、調庸之物、進納之日、民部省先檢^(見物)、次移^(大藏省)、然後本司相共可^(検納)之状、式

律令国家財政構造（第一段階）のもとで、大藏省など保管官司への調庸正税雜物一括収蔵、消費主体への一括出給を実現するための諸国進納物検納手続きについて、簡潔かつ的確に記述しているのが、つぎに掲げる『政事要略』（卷五一 交替雜事）延長六年（九二八）閏八月二十八日宣旨である。

条已存、而延喜十四年四月廿六日、為省綱丁留難、停勘見物及中移送^上也、其後乃貢不勤、空致違期、調庸兇惡、逐年弥倍、仍以土產精好、可令合期進納之狀、下知已了、今須下依式檢見物及中移送^上者、

延長六年閏八月廿八日

左大史錦部春蔭奉

傍線部①「民部省先檢見物」は、『延喜式』（巻二二 民部上）の「調庸專當郡司到京者、使^三國司引^一見省^二」、「郡司見參」（同上）のことをいつており、調庸交易雜物を運京した綱領郡司富豪層は、最初に民部省に見参して見物と帳簿（次に触れる「門文」）の点検を受けることになつていた。この「民部省先檢」は窓口チエツクを受けた綱領は、続いて傍線部②「次移^一大藏省」すなわち『延喜式』では「郡司見參」（同上）の日、省錄率^二史生等^三、向^一大藏省正倉院^二（同上）のとおり、その日のうちに民部錄・史生等に率いられて、見物を大藏省の正倉院（正藏）へ運ぶ。そして傍線部③「然後本司相共可^一檢納」は、『延喜式』（巻三〇 大藏省）の「凡調庸雜物、所司檢覆、（中略）且檢且納、莫致民苦」、「凡受納出給者、先申^一弁官^二、弁官仰^一諸司^二、共集然後給納、^一監物式^二、^一諸司官人數見^二」（同上）などを指す。大藏省は太政官（弁官）に申し、弁官は、弁官の仰せを受けて參集した出納諸司官人（民部省・大藏省・監物・主計寮）とともに綱領の立ち会いのもとで監物がカギを開けた正藏に運納し、出納諸司官人が署名した運納物数分の「收文」を大藏省官人が綱領に手交する。これが律令國家財政構造のおおまかな調庸檢納手続きであった。²⁹

九世紀後半になつてもタテマエとしてはこの手続きが維持されていた。寛平八年（八九六）閏正月一日官符によれば、国司から「進物色數」（品目と数量）を「注載」した「門文」を交付された綱領の郡司富豪層は、門文注載物品を調達して運京し、大藏省など保管官司に「全納」して「日収」

を受け取るという手続きであつた。³⁰ この手続き自体は、本来の手続きから逸脱したものではない。綱領の郡司富豪層は調庸を運京すると、民部省窓口チエツクを受けるのがタテマエであるから、民部省に出頭（見参）して民部省官人から見物の先檢を受ける。この民部省先檢で綱領郡司が持参した国衙手交納品書（門文）の記載物品・数量と見物が一致していなければいけない。一致していなければ門前払いになり、出直さなければならぬ。一致していたら、民部省官人に引率されて大藏省正藏に行き、太政官の弁、民部・大藏・監物立会のもとで見物が納められ、郡司富豪層は大藏官人から「日収」「收文」という進納分仮領收証を受け取り運京責務から解放される。

ところが九世紀末にはこの民部省先檢・諸司檢納システムは機能しなくなつていた。根本要因は累積未進にあつた。中央政府に対して累積未進を抱えた受領は、郡司富豪層の運京請負額に累積未進分を加算して割り当て、郡司富豪層は請負能力を超えた数量が記載された門文を国衙から受け取ることになる。そのまま民部先檢・諸司檢納を受けたら不足分（未進）の追徵を命じられ、黙つて帰国したら受領から私宅倉庫を差し押さえられる。そこで彼らはさまざまな手段で未進追徵を回避しようとする。寛平八年（八九六）閏正月一日官符は、その具体例として受領から手交された門文を破棄して請負額より遙かに少額の実際の運京額を記した「自解」を作り、素知らぬ顔で民部先檢を受け諸司檢納を受けて大藏正藏に納める不正工作が横行していることを指摘している。海難事故偽装、海賊被害偽装も未進追及回避工作であり³¹、王臣家と富豪層との結合による富豪層の王臣家人化と王臣家の莊の乱立³²、富豪層の衛府舍人化³³も同様である。このような不正や偽装の横行というあらゆる階層を貫くモラルハザード³⁴、王臣家人化・衛府舍人化による国衙支配からの離脱が累積未進をますます増大させ、財政危機・国衙支配の危機を行なわせた。これが九世紀末の危機の実態であつた。

寛平八年（八九六）閏正月一日官符は、民部先檢・諸司検納を厳しく実施せよと指示するが、この時期、実際には民部省先檢（窓口チエック）は行われていなかつたはずである。本項冒頭掲載宣旨所引の延喜十四年（九一四）宣旨によつて民部省先檢が正式に停止されたのは、手続きを実態に合わせたということであろう。門文と見物が一致することはなく、民部省窓口に見参する綱領などおらず、正規手続きで大藏省正蔵に収蔵できるものなどなかつた。大藏省はすでにほとんど空っぽだつたのである。「大藏省：比年・官庫之乏物」という意見十二箇条の指摘²⁵は大袈裟ではなかつた。

律令財政の出給手続きの停止

空っぽの大藏省から、消費官司にモノを出給することはできない。そこで大藏省は、出給業務（諸司政²⁶）を怠る。その現実をよく示すのが延喜二年（九〇二）四月十三日宣旨である。

左大弁紀朝臣長谷雄伝宣、左大臣宣、承前之例、出納諸司不レ申²⁷故障闕²⁸諸司政²⁹、則依³⁰旧宣旨奪³¹上日五箇日留³²其要劇³³、而諸司矯称³⁴身病³⁵、苟免³⁶其怠³⁷、既闕³⁸諸司無³⁹復済事⁴⁰、仍不⁴¹得⁴²止色在下⁴³宛用⁴⁴、成收之日更致⁴⁵逗留⁴⁶、人之解体還為⁴⁷蠹政⁴⁸、今須⁴⁹下闕⁵⁰諸司者雖⁵¹稱⁵²病患⁵³拘⁵⁴中留季祿⁵⁵、其留者、每闕⁵⁶一度⁵⁷、拘⁵⁸留絹一疋⁵⁹、若絹尽⁶⁰、准⁶¹宛他色⁶²、布二端⁶³、鍬五口⁶⁴、糸一絪⁶⁵、綿一屯⁶⁶、准⁶⁷絹一疋⁶⁸、一人闕⁶⁹三度以上⁷⁰者、量⁷¹其状迹⁷²執⁷³聽裁⁷⁴、但奪⁷⁵上日⁷⁶留要劇⁷⁷如⁷⁸旧者、
延喜二年四月十三日宣旨

（別聚符宣抄）

「出納諸司不レ申²⁷故障闕²⁸諸司政²⁹」の文言は、民部省が先檢の窓口業務を停止して大藏省倉庫に見物が入らないから、空っぽになつた大藏省実務官人（他の出納諸司官人も）は出給業務を停止してしまい、消費

官司は正規手続きで見物を受給することができなくなつた状況を語つてゐる。このような正規手続きでの財政運営がマヒしていくても、財源不足を嘆きつつ諸官司はなんとか料物を確保し通常業務を遂行し、政府は諸行事用途を調達し宮廷の祭祀・神事・儀式・饗宴はほとんどかわることなく行われていた。また大半の国司は、違期・僥幸・未進を糾弾され不正を犯しながらも、国衙財源「正税」を「立用」して調庸交易雑物を進済し、主税寮で「税帳勘会」を受けて「正税返却帳」を、主計寮で「抄帳勘会」を受けて「調庸惣返抄」「雜米惣返抄」を発行してもらい、新司から不与解由状をもらい、遅れることはあつても公文勘済して任務を完了していた。これらの秘密はどこにあつたのだろうか。その隠れた財源が「在下」だったのであり、この問題を解くカギである。

3 在下と宿納

在下

「在下」については、この時期の財政史研究・受領研究に關わつた先学が強い関心をもつて論じてゐるが²⁸、まず私の理解を明らかにしておこう。在下とは、第一に「国々在下絹布²⁹」、「大宰府所進内在下³⁰」、「大宰府所進絹仟捌佰漆拾疋・但馬国所進佰參拾疋・大宰府綿捌仟佰武拾屯・出雲国弐仟參佰屯等在下」、「阿波国所進在下³¹」、「在下之物³²」、「在下物³³」というように、大宰府を含む諸国所進の絹・綿・布などの物品であった。第二に、在下は、「見上」（正規手続きを経て検納された大藏省倉庫収蔵物）に対して、正規手続きによつて大藏省倉庫に収蔵することができないまま³⁴、いまだ受領の管理下にある物品であつた³⁵。応和三年（九六三）閏十二月二十八日官符に、国が受け取つた「日收」を三等級に区分して、第一功を「合期見上之國」、次功を「違期見納之吏」とするのに対して、劣等を「過期請³⁶在下日收³⁷之輩」としてゐるとおりである³⁸。「見上」は正規手続きで見物を正蔵に上げて（収蔵し

て）「日収」をもったことを表しているのに対し、在下は正規手続きで見物を正藏に収蔵していない（見物は受領の手許にある）ことを表し、その状態のまま何らかの支出に充用して正藏に収蔵したとみなす日収を得ている国司を「劣等」としているのである。しかしタテマエどおりの「合期見上之國」などまず存在しなかつたというのが実態であった。第三に「在下史生⁽³⁾」とあるように受領から在下物の管理運用を委託された財政官司の下級官人がいたらしい⁽³⁵⁾。この在下史生こそ、のちに姿を現す「弁済使」の非公式政府呼称であった。

このように在下とは諸国から調庸交易雑物として進上されながら正規に大藏省倉庫に収蔵する手続きをとれない受領の在京ストックであり、その管理運用を財政官司の下級官人に委託していたものということがで

きよう。

九世紀末の財政危機下の京内は、大藏省の正藏が空っぽであるのとは裏腹に、非正規の在下物であふれていたのである。このような在下物を積極的に活用するために、表向きは実務官人が出納業務（諸司政）を怠つていると糾弾しつつ、政府主導で民部省先檢を停止し、出納諸官司による諸司政を停止したのである。出納官司の諸司政サボタージュを糾弾する前掲延喜二年（九〇二）官符のなかに「在下」の語がはじめて登場するのであるが、「不得⁽³⁶⁾止色在下宛用、成收之日更致⁽³⁷⁾逗留」の文言は応和三年（九六三）官符の「至于神事有限、国用無⁽³⁸⁾止、仰⁽³⁹⁾宛在下、暗成⁽⁴⁰⁾日収、論⁽⁴¹⁾之政途、尤多⁽⁴²⁾公損」に通じる。「不得⁽³⁶⁾止色」とは「神事有限・国用無止」と同義であるとみてよい。「在下充用」の具体例として、禄料⁽³⁹⁾・幣料⁽⁴⁰⁾・春日祭女使用途⁽⁴¹⁾・宇多院用途⁽⁴²⁾をあげることができる。まさに重要性・緊急性の高い「神事有限・国用無止」にふさわしい用途である。斎院禊祭料は最優先されるべき「有限神事」の一つであり、後述するように九世紀末には在下物で充用されていなかったはずである。これら神事用途などを在下物で充用する場合、見物の授

受は国（受領）と消費官司の間で交わされ、見物出納のない大藏省から消費官司を通して国（受領）に「在下日収」が発給されるのだが、見物受領と日収発行において、受領と大藏省官人が消費官司に（また大藏官人が受領に）賄賂を要求し、それが「公損」になつてゐるのだろう。上に引用した「成収之日更致⁽³⁷⁾逗留」「暗成⁽⁴³⁾日収」、論⁽⁴¹⁾之政途⁽⁴⁴⁾、尤多⁽⁴²⁾公損⁽⁴⁵⁾」の文言はそのような実態を彷彿とさせる。

一〇世紀後半に定着していた斎院禊祭料のような官符国宛制、幣料などの調達に使われる「大藏省切下文」は、このような在下物のアンダーラウンドでの運用のなかから生まれてきたのである。それは受領主体の活発なアングラ経済を正規の財政構造に取り込むことであった。

宿納

それでは在下物はどこに保管されていたのだろうか。大藏省正藏に正規手続きによって進納できない受領らは、在下物を京内外の公私倉庫に「宿納」していたと推定される。宿納の具体例として、①内蔵助多治助繩が「數種之錢」を内蔵寮倉庫に「宿納」していたこと（『九曆』天慶七年「九四四」三月四日条）、②囚獄司官舎の顛倒状態が長期化していた一〇世紀中葉、本来囚獄司倉庫に収納すべき贋銅代物を便宜供して検非違使庁が「宿納」していたこと（『政事要略』「卷八」「糾弾雜事」天慶四年「九五〇」十月十三日太政官符）、③斎院「府町」の「小倉代」に「院人」（斎院男女官人）が「衣裝」を「宿納」していたこと（『小右記』寛仁元年「一〇一七」七月五日条）、④豊前国内の納所預が、運京予定の官米を割き取つて「秣屋空屋」に「宿納」していたこと（長保五年「一〇〇三二」八月十九日八幡大菩薩宇佐宮司解案『平安遺文』四五九九号）、⑤沙弥久円なる者が、検非違使庁から盜犯のことで尋問され、盜品の手作布一段を僧念寛のもとに「宿納」したと証言していること（長元四年「一〇三二」三月三日僧念寛解『平安遺文』五一八号）、⑥高倉天皇大嘗会装束司行事弁平信範が兵庫寮寮庫転倒により「近來」「官厨家」に「宿納」し

ていた兵庫寮器仗を点検していること『兵範記』仁安三年「二一六八」十月六日条)などがある。事例のすべては一時預かりであり、預かった側は預けた側に「宿納請文」(預証)を出して(賃貸料を取つて)いた(九月二十三日近江介源則忠[長徳二年(九九六)任]書状『平安遺文』補八号)。

以上の「宿納」の事例をもとにすれば、『貞信公記』延長五年(九二七)十二月十日条の「差遣檢非違使、令勘諸國調物宿所」の記事の欠失部分は「宿納所々」と復元できるのではないか。この復元が正しければ、政府が檢非違使を分遣して諸国が調物を宿納している京内外の所々の倉庫と保管物の実態調査(どの国がどの倉庫に何をどれだけ宿納しているか)を行わせ、諸司諸行事料物を諸国受領の宿納物品から隨時進済させ違期龐悪を抑止しようとしていたといえるだろう。在下物充用とはこのような料物調達をいうものと考えるが、檢非違使による強制調査は、受領が在下物充用指示に応じない申返が多発する状況に対して、政府が強硬手段に出たものであり、通常は檢非違使発動はそう頻繁にあるものではない⁽⁴⁾。また政府・大蔵省は非公式に諸国受領がどの程度在下物で対応可能か、およそは把握していたのではないだろうか。伊予国が山崎宅に、備中国が西寺に年料米を「隠納」していたというのも(『貞信公記』天暦二年「九四八」六月二日条)、政府の把握を逃れて「宿納」していたものが摘発されたのであろう。

宿納在下物の出給実態

在下物が保管官司の倉にあり、それが実際に神事に充用された具体的な様相がわかる貴重な事例がある。応和二年(九六二)二月五日に「春日祭物」を下行するにあたつて、「神態御倉」勾当弁だと思われる右中弁藤原佐忠がとつた行動である⁽⁴⁾。第四章で論じる神態御倉、続稿(科研報告書第六章)の「正藏率分」に関連する史料であるが、ここで検討しておくる。

〔藤原師尹〕
右大將於殿上給宣旨、可令勘申美濃・尾張・越前国等用残、
即於陣腋給粟田清明・櫟井原連扶、參陣腋令申下可レ下春
日祭物上内侍代奏可着正藏、大藏史生書出可レ下物昇神
態御倉初署返抄春日女使可給絹以率分倉在下物□□
□□□、左中弁談仰在下史生等兼示本司少輔守忠朝臣依
率分勾当出上東門帰宅云々、

私は非常に難解な記事であり、手に余るのであるが、以下のように解釈しておきたい。上卿権大納言藤原師尹が殿上で神態御倉勾当(と思われる)右中弁藤原佐忠に、美濃・尾張・越前の正税用残を(主税寮に)勘申させるよう宣旨を下したので、佐忠は陣腋に(主税寮官人々)栗田清明らを呼んでその宣旨を渡した。この正税用残を財源にする予定ではなかつたかと思われるが、佐忠は陣腋で、春日祭女使内侍代が請奏し官に支給を命じられたものが何なのか報告させてから大蔵省に向かった。大蔵省正藏に着した佐忠は、出納担当の大蔵史生が下行すべき絹の数量を書出すと、大蔵史生とともに「神態御倉」(後述)に昇つて、新任神態勾当弁としてはじめて「返抄」(日収)に署判し、大蔵史生に春日女使に絹を支給せよ、と命じた。「吉書」である。するとこの「返抄」の宛先是先の三箇国(うち吉書に使われる「美濃」かもしれない。日収は律令財政のもとでは、諸国綱領が正藏に見物を納めるとき出納諸司が立ち会つて大蔵官人が手交するものであるが、ここでは綱領の見物納入なしに「返抄」に署判していることに注意すべきである。このことは、これから考察においてもたびたび言及することになろう。

「神態御倉」には見上の絹は存在しないので、大蔵史生に「率分倉」(天暦六年「九五二」成立の年料率分の保管庫、率分倉のこと)に宿納された「在下物」をもつて女使料絹に充用するよう手続きさせた。記事を

欠いているのでどのような手続きか不明であるが、日収を女使＝内侍代側に渡し、女使はその日収で受領在下物を請求するのだろう。新任の神態御倉勾当弁の佐忠は、左中弁（率分所勾当弁⁽⁴⁵⁾）でかつては神態御倉勾当弁であつただらう藤原文憲から、（特定国「美濃カ」の受領から率分蔵に「在下物」保管を委託されている）「在下史生」（率分所担当大蔵史生カ）らに出給を命じなければいけないし、またまえもつて率分勾当（と思われる）大蔵少輔守忠にも連絡する必要がある、との教示を受けた。難解ながらこれらの生き生きとした記述は、前記の諸官符が政府の立場から一方的に指弾する、「不得止色在下宛用、成収之日更致逗留」「至干神事有レ限、国用無止、仰宛在下、暗成日収、論之政途、尤多公損」などの抽象的な記述の、具体的な様相なのである。

私の認識では、応和二年ごろには在下物という非正規用語はすでに過去のものになつていたが、率分蔵に宿納された美濃国（カ）の絹を佐忠是在下物と呼んでいるのである。

ここで本来大蔵省の神態御倉から支給すべき春日祭物が、同じ大蔵省の倉庫群の一角にある「率分倉」に「宿納」された「在下物」から支出されていることに注目したい。「返抄」（日収）は最終的には在下史生（率分所職員であり同時に受領の在下物運用担当者＝弁済使）を通して受領が受け取ることになる。在下物充用による祭祀・行事用途の調達は、具体的にはこのように行われていたのである。空っぽのはずの大蔵省倉庫群も（率分蔵を含め）正規手続きを経ない諸国在下物であつてはいたことになる。延長五年（九二七）十二月に検非違使に調査させた「諸国調物宿納所々」のなかには内蔵寮や斎院庁町小倉代や西寺などもあつた。諸国在下物の大半は、実は大蔵省内の倉庫群のなかにあつたのである。しかし正規手続きで収藏できない在下物の保有者は受領なのであり、大蔵省は諸国受領相手の貸し倉庫業になつたといつ

ていいかもしない。大蔵省は、日収発給と宿納（「宿納請文」による貸料収入）を大きな収益源としていたといえよう。旧来の検納業務・出給業務を政府主導で停止し、非公式の諸国在下物を政府の必要用途調達に積極的に組み込もうとしたのが、寛平・延喜の財政改革の柱の一つであつた。

4 「口宣」による諸国「在下物」充用方式

前節でみた「在下物」運用の具体的な様相を念頭に置きながら、一〇世紀前半における在下物による行事用途の調達の手続きを『西宮記』所収文書書様によつてみてみよう。⁽⁴⁶⁾

節会禄料の場合——「口宣」による「在下物」充用——

1 a 線伍仟屯 下大蔵

右、今月十六日踏歌庭積禄料、依例彼省所請如レ件、

（承平五年正月十四日）

（忠平）
左大臣宣、宜充レ之

左少弁大江朝臣朝綱奉

謂之大宣旨

b 右大史坂上經行仰備、大弁平朝臣望伝宣、右大臣宣、今日踏歌庭積禄、以大宰府所進内在下充行、

（承平五年正月十六日）

少録麻統幹時奉

謂之口宣

2 a 線二千疋 下大蔵 線一万屯「下大蔵脱カ」

右、今月十九日新嘗会親王已下五位以上禄料、彼省所請、如レ件、

承平六年十一月十六日

右大臣宣、宜レ充レ之、
仲平

右中弁藤原朝臣在衡奉

宣旨表、史加名字也

b 左大史尾張宿祢言鑑仰、大弁平朝臣時望伝宣、右大臣宣、今月十九
日新嘗会、親王・公卿・諸王・大夫以上禄、宜下以一大宰府所進絹仟
捌佰漆拾疋・但馬国所進佰參拾疋・大宰府綿捌仟弔拾屯、出雲国
弔仟參佰屯等在下充行上、但親王・公卿等禄、宜下以阿波国所進在

下充中行之者、

承平六年十一月二（誤カ）日

少録中臣国繼奉

史料1 は承平五年（九三五）正月十六日「踏歌庭積禄料」の調達、**史料2** は承平六年十一月十九日「新嘗会親王已下五位以上禄料」の調達に関する文書であり、双方とも同じ方式で調達されている。いずれも節会の禄料であるから、本来、大蔵省が用意すべき料物である。大蔵省正蔵に調庸見物が備蓄されていたら、大蔵省正蔵納物が『延喜式』の出納手続き（申官→弁官・民部・大蔵・監物立会→出給）に従つて出給されるはずである。しかし禄料調達の仕方は『延喜式』手続きとは大きく異なっている。

史料1 a で正月十四日以前に踏歌節会禄料綿五〇〇〇屯を大蔵省が太政官に請求すると（「彼省所請」）、太政官は料物出給を大蔵省に認可し（「綿五千屯 下大藏」）、左大臣藤原忠平（節会の内弁か）の宣を左少弁大江朝綱が奉じて、踏歌節会の二日前の正月十四日に宣旨を作成している。**史料2 a** から判断して、この宣旨を左少弁から受け取った史が宣旨の（裏紙の）表に名前を書いて大蔵省官人に渡す（弁・史は節会の行事か）。この太政官から大蔵省への禄料出給認可通知書を「大宣旨」というとする。

史料2 a で新嘗会禄料綿二〇〇〇疋・綿一〇〇〇屯を大蔵省が太政官に請求すると（「彼省所請」）、太政官は料物を大蔵省に認可し（「綿二千疋 下大蔵 綿一万屯 「下大藏脱カ」」）、右大臣藤原仲平（節会の内弁『貞信公記』）の宣を右中弁藤原在衡が奉じて新嘗会の三日前の一月十六日に宣旨を作成している。この宣旨を渡された史は宣旨の（裏紙の）表に名前を書いて大蔵省官人に渡す（弁・史は節会の行事か）。これによつて大蔵省は禄料支給を認可される。「大宣旨」||出給認可通知書である。

1 a・2 a の太政官の大蔵省への出給認可通知書（「大宣旨」）は、「官宣請受」という『延喜式』出納手続きと同じであり、佐藤全敏氏が指摘するように「官切下文」である。⁽⁴⁾ この「官切下文」は文書形式では「官宣旨」である。『延喜式』規定では、認可通知を受けた大蔵省は、弁・民部大蔵輔・監物とともに大蔵省正蔵のカギを開けて禄料の出給を受けるのであるが、**1 a・2 a** にそれぞれ連続する**1 b・2 b** ではまったく異なる料物受給の仕方になつてゐる。

史料1 b は、**1 a** 大蔵省への大宣旨（官切下文）||出給認可通知書とは別途、踏歌節会当日、今日の踏歌庭積禄は大宰府所進内の在下で充て行え、という右大臣仲平の宣を左大弁平時望が右大史坂上経行に伝宣し、経行から口頭で伝えられた内容を大蔵少録麻統幹時がメモした文書であり、これを「口宣」というとする。太政官から大蔵省への財源指定（「大宰府所進内在下」）通知書である。財源指定が節会当日なされるというのも興味深く、この大宰府所進在下物は当日でも即座に対応できる場所・状態にあることが想定されている。大宣旨||出給承認通知書と口宣||財源指定通知書の上卿・奉行弁は別人である。

史料2 b では、料物出給認可の大宣旨とは別に右大臣仲平の宣を**2 a** 宣旨の奉行弁とは異なる大弁平時望が伝宣し、それを受けた左大史尾張

○疋（合計二〇〇〇疋）、大宰府綿八一二〇屯・出雲国綿三三〇〇屯（合計一〇四二〇屯）をそれぞれ在下で充て行い、ただし親王・公卿等の禄は阿波国所進在下で充て行うよう命じ、大藏録はそれを奉じて宣旨を作成している。**1b**によれば、この左大史の口頭伝達を大藏録がメモした宣旨が「口宣」である。料物指定通知である。この口宣にもとづいて大藏省が、大宰府・但馬国に所定数の絹、大宰府・出雲国に所定数の綿をそれぞれ在下から、また品目・数量は不明ながら阿波国所進物を在下から充て行うよう命じるのである。日付は十一月二日となつてはいるが、十六日の出給承認通知以前ではありえず、**1a**と**1b**の日付から判断して、十一月十六日以降十九日節会当日以前であろう。

すなわち太政官は、史の口宣によつて、大藏省正藏の正規収蔵物ではなく、大宰府・諸国の在下物を節会禄料として料物指定しているのである。大藏省正藏には出給すべき正規の見物は存在しないのである。この史による口宣＝口頭伝達であることのなかに、この料物調達方式の非公式性が表れているように思われる。見物を持たない大藏省はこの口宣を根拠に大宰府・諸国から在下物の絹・綿を請求することになる。出給日付から判断して在下物は京内（近辺）に保管されている見物でなければならない。**史料1・2**は、出納手続き文書のひな形であるから、これまで述べた手順は、一〇世紀前半、九三〇年代には広範に使用されていた太政官と大藏省など出納官司による一般的出納手続きだつたといえるだろう。財政用語としての「在下」の使用例は延喜二年（九〇二）から応和三年（九六三）までである。

在下物充用の事例を一つ追加しておこう。『醍醐天皇御記』延喜十九年（九一九）九月十日条⁽⁴⁸⁾に「令レ仰大臣忠平、幣物依今日在穢内不レ可レ下、明朝以在下之物可レ行レ之、同十一日、八省院奉幣如常。訖還レ宮」とある。九月十一日伊勢例幣の幣物は、『西宮記』（恒例三九月例幣）では、内藏寮請奏にもとづき行事藏人が行事上卿に下し、行

事弁・史を通じて大藏省に催すことになっている。内藏寮請奏は、本来ならば内藏寮収蔵物によつて弁備するべきものを、内藏寮に見物がないから他の財源から調達してほしいと奏するものであり（請奏）による料物調達とはそういう事情による）、それが太政官に伝えられ、太政官から「官切下文」で大藏省に示達されるのである。そこで本日条をみると、天皇は調達済みの幣物が今日の穢に触れて使えないから、明日の例幣使発遣日の朝、「在下物」で調達させよと命じ、翌日、朝堂院での例幣使発遣は「常の如く」行われた。この幣物の在下物充用も史から大藏省官人への口宣によつて指示されたのであろう。式日当日に指示が出されるのは、**史料1**でみた承平五年正月十六日の踏歌節会の禄料と同じである。

なお、前節でみた春日祭女使用途の場合、口宣が使われたような形跡がないのは、後述するように口宣方式がすでに廃絶していったからであろう。この記事で、醍醐天皇自身、財政運営が在下物充用によつて行われていることを知つており、天皇自身が在下物の活用に積極的であることに注意なければならない。

史の口宣による在下物充用が、大藏省によつて具体的にどのように実行されたのかは、前節の応和二年（九六二）の春日祭女使用途における率分倉在下物の充用の仕方などを含め、さらに検討しなければならない。ここでは口宣を受けた大藏省は日収を作成し、弁以下出納官人が署判して被給者に手交し、被給者はその日収で受領（在下史生＝弁済使）から見物を受け取るという前節でみた手順を想定しておきたい。節禄は出給官司も被給官司もともに大藏省であるが、手順は同じであろう。本項では一〇世紀前半、太政官が重点的行事料物（禄料・幣料・祭使料など）を調達するさい、大藏省に口宣で諸国在下物の充用が指令されることが一般的であったことを明らかにした。

宇多院料物の場合 — 「口宣」の省略 —

受給官司が太政官に料物を請求すると、太政官から大藏省など保管官

司に大宣旨＝官切下文（出給指示書）と口宣（口頭による諸国在下物充用指示）が下されていた上記の方式を簡略化したのが、口宣の省略である。この方式は一〇世紀初頭の延喜七年（九〇七）にすでに登場していた。

左大弁紀朝臣長谷雄伝宣、左大臣宣、大宰貢調綿内千屯以「在下」宜
奉「宇多院」、但今年以後不レ待「口宣」奉レ之、立為「恒例」者、
延喜七年十二月廿一日

〔別聚符宣抄〕

左大弁藤原朝臣清貫伝宣、大納言藤原朝臣忠平宣、奉レ勅、毎年
綿二千屯可レ宛「進宇多院」、但其官符、十月五日宣レ下「大藏省」、立
為「恒例」者、
延喜十一年十一月九日

右大史大□
〔春日別口奉之〕

〔別聚符宣抄〕

この上宣宣旨は、大宰府貢綿のうち一〇〇〇屯を「在下」物で宇多院に進納せよ、今年以後は「口宣」なしで進納することを「恒例」とせよという左大臣時平の宣を左大弁紀長谷雄が誰かに伝宣している。伝宣された奉者の位置は欠落しているが史だつたはずである。史の交付相手は大藏省官人である。今年以後は口宣なしで進納せよというところの口宣とは、前項でみた史が大藏官人に仰せた財源指示の口宣であり、宇多院が譲位した寛平九年（八九七）以降延喜六年（九〇六）までは、前項でみた節祿調達方式と同様、太政官によつて、毎年、大臣宣を受けた弁の伝宣を奉じた史が、口頭で大藏録に伝え、それを奉じた大藏録が口宣を作り、その口宣にもとづいて大藏省から大宰府に在下物の貢綿一〇〇〇屯の進納が命じられていたのである。しかし延喜七年以降は、史による口宣と大藏録によるメモ（「口宣」）を省き、史が作成した大宣旨＝官切下文だけが大藏省に交付されることになった。史料1・2でいえば1b・2bが省略され、1a・2aだけで大藏省は在下に指示できるようになつたのである。宇多院への場合は、大宰貢調綿一〇〇〇屯が指定されているが、1b・2bが省略されたのであれば、祿料・幣料など他の用途では、太政官が国指定するのではなく、どの国の在下物を充用するかは大藏省が決めることになる。

という奉勅宣旨が大藏省に下された。ここでは割当国を太政官の方で指定せず毎年綿二〇〇〇屯を宇多院に進納することを「恒例」とすることだけが大藏省に伝えられ、翌年から毎年十月五日に進納を命じる「官符」が大藏省に下されることになった。正藏に見物を持たない大藏省は、この官符をもとに独自に二〇〇〇屯になるよう所済国々と所済額を決め、指定国々に在下物で進納するよう指示することになる。こうして大藏省が所定官司・所定行事の料物を、独自に諸国に割り当てて進済させる方式が生まれるのである。

このように大藏省が（太政官の指定諸国ではなく）独自に選定した諸國の「在下物」の充用を命じる方式は、はじめは大藏省がさきに「日収」を作成して受給者に交付し、受給者がその日収で所定国の大藏生から在下物を受け取るという非公式の方式であった。この方式は、受給者には受給権保障、受領には公文勘会の便宜、そして政府としては料物の「合期精好」の確立、財政官司には非公認業務の公認、などのために正規手続化しようという動きが起ころ。こうして本来なら大藏省正藏の調庸物から支給される種々の料物について、日収による在下物充用から、「大藏省切下文」による催徵へと変わつていったのだと考える⁽⁴⁾。切下文の流れも、日収と同様、受給権者に手交され、受給権者が大藏省

宇多院への綿の進納手続きは、延喜十一年（九一二）十一月九日、さらに変更が加えられ、

切下文を受領に渡して現物を受け取る。摂関院政期の大蔵省切下文が大蔵卿の責任で国宛されるところからみても⁽⁵⁰⁾、大蔵省切下文は大蔵省日収が発展したものだと考えたい。大蔵省切下文は受給権者に手交される日収に添えられた受領宛て通知書が催促状に進化したものだと考える。大蔵省切下文には日収が添付されていたとみるべきであろう。

このようにみるなら、切下文による国宛ては一〇世紀後半画期論者が主張するような一〇世紀後半に成立するものとは考えられない。続稿（報告書第六章）で詳述するように、季御読経・臨時仁王会の布施物綱・綿は一〇世紀末に永官符国宛制（大津氏のいう永宣旨料物制）になつたが⁽⁵¹⁾、その前段階は大蔵省切下文であった（『權記』長保二年「一〇〇〇」三月十九日条）。これらの料物の大蔵省切下文方式への転換は、史の口宣と大蔵省日収による諸国在下物充用という転換期の非公式調達方式を経た、延喜～延長年間に個別料物ごとに行われたのではなかつたかと考える。このことは第四章でも再論する。一〇世紀後半画期論の誤りは、過渡期の「在下物」充用段階を設定しなかつたところにある。

以上、一〇世紀初頭の延喜年間から、口宣による諸国在下物充用の口宣が省略されたことを契機に、大蔵省が国宛てして非公式に日収を受給者に手交して諸国在下物を催徴するようになり、その方式が個別料物ごとに正規手続化して大蔵省切下文が成立したことを推定した。九世紀末の斎院祿祭料調達も、節祿料調達や宇多院への進納とだいたい同じ方式であったと思われ、斎院から料物申請を受けた太政官から大蔵省へ「官切下文」と「口宣」によって太政官が指定した諸国の在下物を充用する方式だったと思われる。以下、祿祭料の諸国在下物充用方式から「官符国宛制」への転換について、章をかえて検討しよう。

三 王朝國家財政構造への転換 —祿祭料の第二段階 官符国宛制への転換—

1 口宣による諸国在下物充用方式による祿祭料調達

口宣による祿祭料調達方式について、実例があるわけではないが、過渡期にその段階を仮定しなければ、斎院祿祭料の官符国宛制への転換は説明できない。斎院祿祭料が、応和三年（九六三）宣旨傍線部③「年来之間、分配國々、二月卅日以前可レ進「彼院」之由、毎年給「官符」」というような、毎年官符によつて催徴される官符国宛制に、どのように転換したのだろうか。「年来の間」とはいつ始まつたことなのだろうか。

官符国宛制による祿祭料催徴の初例は後掲『西宮記』勘物記事の延喜十年（九一〇）度である。第一章で述べたとおり、『延喜式』（卷六 神祇六 斎院司）の「毎年祿祭料」が、官符国宛制への移行を前提としているようにみえるのも、官符国宛制への転換が延喜初年までには行われていたことをうかがわせるものであった。そのプロセスを具体的にたどつていこう。

九世紀末の財政危機下の祿祭料は、『寛平御遺戒』に「斎院者、種々雜物式例雖「具、其於用途不足十分之一」⁽⁵²⁾とあるほど窮迫していた。これは、「式例」では必要量の一〇分の一にも満たないゴージャスさを言つてゐるのではなく⁽⁵³⁾、過剰表現であるとはいへ「式例」に規定された物数の一〇分のーも斎院に入つてこない、という危機的状況を強調しているのである。応和三年宣旨の傍線部②「而諸國調庸早不「進納」」の文言は、その要因が調庸未進にあり、大蔵省納物が欠乏し、大蔵省など保管官司が斎院からの出給請求に応じえなくなつていていたことを示している。大蔵省正藏からの正規の出給が「式例」の一〇分の一にも足らなくなつていたのである。それでも毎年の斎院祿祭のパレードは、内裏や斎院に穢でも発生しないかぎり、おそらく見苦しくない装いで見物人のひしめくなか、一条大路を過ぎつていった。この転換期の賀茂祭で停止された史料が残るのは、昌泰三年（九〇〇）、延喜二十二年（九二二）、同二十三年

(九二三) の三回だけである。⁵⁴⁾

このような時期、賀茂祭を前に斎院司からの料物申請は、第一段階と同じく、まず二月三十日を出給日として太政官に申請し（「申官」）、太政官から大藏省・内蔵寮以下関係保管官司へ出給を命じる「官切下文」が下されるのも第一段階と同じだったはずである。しかし見物備蓄が絶対的に不足している大藏省・内蔵寮・大膳職・大炊寮・掃部寮・造酒司など多数の保管官司・舗設官司（表1）は、斎院の請求に対応できないので何とかしてほしいと太政官に料物申請することになる。すると太政官は、前章でみた諸国「在下物」による節総の調達と同様の手続きによって、官符国宛制による禊祭料物の特産国分配（表2）の先例となるようなかつて、浅く広く五畿七道諸国に所定の禊祭料を割り当てたのだと考える。すなわち太政官は大藏省・内蔵寮・大膳職・大炊寮など各保管官司に、史の「口宣」によつて、どの国の在下物の何をどれだけ充用するか伝える。史の口宣を受けた各保管官司（以下、大藏省に代表させる）は口宣を根拠に指定された割当国を宛所とする「日収」を斎院に渡し、斎院は大藏省発行国司宛て日収によつて諸国受領に在下物の支給を求め、見物と引き替えに受領（その代理人である「在下史生」、のちの弁済使）に日収を渡す。

受領は日収を受理することによって、大藏省に禊祭料分の調庸交易物を進済したことになり、同時に斎院に禊祭料を納入することになる。形式上の文書の流れと見物の流れの実際は矛盾している。これが「不得止色在下宛用、成収之日更致」逗留」「至于神事有限、国用無止」、仰宛在下、「暗成」日収、「論之政途」、尤多「公損」などという抽象的文言で書かれた、斎院禊祭料進納の実態だったのであろう。この段階で斎院からの正式返抄が受領に渡されることはなく、あくまで大藏省日収である。在下物運用は非公式だからである。

しかしこの方式に転換したところで、受領が割り当てられた在下物を

表2 斎院禊祭料進納国と進納品目

国名	品目	進納年	摘要	出典	進納年	摘要	出典
山城		長治2(1105)	『朝野群載』				
大和	冠絹	15疋 正税交易	『延喜式』	永承2(1047) 大田丸貞田に冠年絹1疋直、准額5束 平652			
河内	冠白?	40疋 正税交易	『延喜式』	大治4(1129中) 女房曹局豊(河内国所課)	大治4,4,21		
和泉	建永元(1206) 禮祭料	鎌2137					
伊賀	寛治3(1089)	後二条: 寛治3,4,27	嘉保1(1094) 出作公官物進済→禊祭料	平1336			
尾張	国綱	大治4(1129) 本国綱一代々色代→国綱	中: 大治4,4,1				
駿河		大治4(1129) 死去、交替	中: 大治4,2,26				
甲斐		大治4(1129) 未進一檢非違使催進→究進	小: 4,18/19				
安房		長和4(1015) 不請院勘勸文	小: 寛仁2,3,19				
近江		長和4(1015) 未着任→進済	小: 長和3,3,29				
美濃	絹	長和1(1012) 10疋未進	小: 長和1,4,14				
信濃	紅花	寛弘2(1005) 色代(1斤代布1端1丈)	小: 寛弘2,4,21				
上野	紅花	天延3,7官符 臨時用交易 (天延3中の誤り)	『朝野群載』	延久年中 賀茂祭紅花毎年未進	後二条: 寛治5,12,12		
		元永2(1119) 摂関家立莊→不能弁済		元永2(1119)	中: 元永2,3,25		
越前	油	治承2(1118) ~ 2石余 治承2~文治6未進	鎌440				
加賀		長和4(1015) 未進一檢非違使催進→究進	小: 長和4,18/19	治承4(1180)		吉: 治承4,4,3	
丹波	赤絹	天元4(981) 組23疋 正税交易	『朝野群載』	康和5~嘉承1 赤絹23疋 正税交易			
丹後	履子・女襦装束料	大治4(1129) (阿波ど) 画押我父子国、未進済	中: 大治4,4,1	(1103) (1106)			
但馬	綿・両面錦	長和4(1015) 出家→難弁→令催→進済	小: 長和4,14/19				
因幡	国綱	長和1(1012) 解文	小: 長和1,4,7				
出雲		長和4(1015) 進済すべきや否や	小: 長和4,4,18				
石見	(米)?	長徳2(996) 解文→大炊寮	小: 長徳2,4,7				
播磨	米	長和1(1012) 未進150石→催宣言	小: 長和1,4,8/14	長和4(1015) 未進100石→相論→御月料	小: 長和4,11 ~ 22		
美作	綿・精好綿・綿	嘉保1~承徳3各50疋 5疋218屯	『朝野群載』	建暦1(1211) 禮祭料	鎌2137		
安芸	綿	正安3(1301) 2000疋	鎌20822				
紀伊	堅魚	嘉承3(1108) 権門勢家領停止、浦々住人進済	勘: 弘安10,7,13	元久1(1204) 禮祭料	鎌2137		
淡路	米	寛弘8(1011) 進納して出家	小: 長和4,4,18	長和4(1015) - 5 未進→納畢勘文もらえず	小: 寛仁1,12,26		
讃岐		長和3(1014) 未着任→不弁→可進済	小: 長和3,3,25	長和3~寛仁3 究進→納畢勘文要求	小: 寛仁4,10,2		
伊予		寛弘7(1009) 出家、進済せず	小: 長和4,4,18				
阿波	調絹糸	長元5年(1032) 省納と区別された所々分	左: 長元5,6,3	大治4年(1129) (丹後ど) 画押我父子国、未進済	中: 大治4,4,1		
	注) 出典欄 小:『小右記』 小目:『小記目録』 左:『左経記』 中:『中右記』: 後二条:『後二条師通記』 吉:『吉記』						
	勘:『勘仲記』 平:『平安遺文』 鎌:『鎌倉遺文』						

拙稿「摂関期の斎院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』156号 2010年)掲載表を加筆転載

進納する保証はない。「正税用尽」をはじめさまざまの口実をもつて「申返」を求めてくる。誇張とはいへ『寛平御遺戒』がいうように「式例」の十分の一に足りないという事態は解消されなかつたかもしれない。また「口宣」による大藏省への諸国在下物割当方式は、禊祭料のような大きかりで広範な諸国への割当の場合、日収など介在する手続きが煩雑であり、それが違期の要因となり、「日収」授受における保管官司・斎院司・受領の不正の温床ともなる。これらの難点は早急に改善する必要があつた。

2 斎院禊祭料の官符国宛制への転換 延喜十年賀茂祭の禊祭料

口宣による在下物充用方式の不安定性と料物不足を解消し、斎院禊祭料の円滑な確保を可能にするために案出されたのが、「官符国宛」方式であつた。『西宮記』（恒例二 四月 賀茂祭事）の勘物のなかに、

延喜十年四月十四日、賀茂祭饗、依_二内藏寮穢_一、於_二御藏町_一行事、
行事所（所衍カ）・院司共催_二禊祭料_一、男女使等飾物・女官申（文脱
カ）・河原饗料事、藏人奏下、

という記事がある。内容は、延喜十年（九一〇）四月十四日、①内藏寮

で行うことになつてゐる「賀茂祭饗」は、内藏寮が触穢のため今年は内藏寮御藏町で行うことになつた。②禊祭料は行事⁽⁵⁵⁾と斎院司が共に催した。③男女使等飾物・女官申文・河原饗料について行事藏人が奏下した、の三点である。記事の日付十四日は中酉日、勅祭日である。

①の「内藏寮」で行う「饗」というのは、『儀式』（卷一 賀茂祭儀）に、祭日に天皇が祭使らの乗馬を覧じたあと、祭使らは禄を賜つて内藏寮に向かい、内藏寮が祭使らに「供饗行酒」し、それから祭使らは行列を組

んで「北辺路」（一条大路見辻）に到り斎院行列の到着を待つという流れのなかの、内藏寮での祭使らへの供饗行酒にあたる。それが、内藏寮の穢によつてできなくなつたので御藏町で行つたというのである。③は祭日内裏から出立する祭使（男女使）飾物の料物、女使（典侍・命婦・闇司ら）が申請した料物⁽⁵⁶⁾、河原饗料⁽⁵⁷⁾については、事前に藏人が奏上し天皇の裁可を得て、太政官（禊祭行事上卿）に料物・饗料の下行を命じたというもの。①③ともに内裏儀・藏人方行事である。

②は禊祭行事（上卿一弁一史、すなわち太政官）と斎院司が共同で禊祭料を催徴したというもの。この簡単な記述は、前稿で述べた官符国宛制による禊祭料催徴が行われていた『小右記』の時代に、斎院客殿において「出車定」を行つたあとで行事上卿・弁・史と斎院司が禊祭料進未勅文にもとづいて未進国々に催宣旨を発給して督促していた手続きを指しており⁽⁵⁸⁾、延喜十年度にはすでに禊祭料官符国宛制が軌道に乗つていたことを明確に示すものである。『西宮記』所引の短い記事は、撰閑期に恒例化していた②斎院禊祭料の官符国宛制、③内裏側の「勘宣旨」による賀茂祭女使用途調達方式が、延喜十年の賀茂祭においてすでに採用されていたことを示している。すなわち延喜十年、撰閑全盛期に恒例化していた斎院禊祭料官符国宛方式はすでに制度として定着していたのである。

官符国宛制への転換と斎院検校菅原道真

それでは官符国宛制に転換したのはいつなのか。その契機は、寛平九年（八九七）七月三日、譲位する宇多が新帝醍醐に対して『寛平御遺戒』で「（斎院用途）特加_二相勞_一、不可_二忘_一之」と、禊祭料確保を財政上の最重点課題の一つとして示したことにより、斎院「検校」として権大納言菅原道真と右大弁平季長を指名した（「大略仰_二菅原朝臣・季長朝臣一畢、可レ令_三彼兩人檢_二校之_一」）。斎院用途全般（さらに斎院関係全般）の責任者は撰閑政期には禊祭行事（行事上卿・行事弁・行事史）を

兼任する斎院別当（公卿別当・弁別当・史別当）であった⁽⁵⁹⁾。「検校」というと、大嘗会・仁王会などで補任される大臣・納言と参議を想起するが、斎院「検校」の二人は、事実上の初代斎院別当＝禊祭行事であつたとみてよい。直後の七月二十三日に季長は没しているから、他の弁があとを襲つたのである。

新帝即位後初めての賀茂祭の式日は翌寛平十年（八九八）四月二十二日（中酉日）、斎院御禊は十九日（中午日）である（二十六日に昌泰改元）。残念ながら、賀茂祭が通常どおり実施されたか中止されたか史料はないが、『日本紀略』にも特記される場合が多い停止記事がないということは、実施されたとみてよいと思う。賀茂祭を盛大に举行し、賀茂神への生け贊ともいえる斎院の行列を華やかに飾ることで、賀茂神は感應して新帝の加護と国家の平安を約束する。「天下疫」「京中外國疫癆」により、三月二十二日に仁王会、二十八日に十五大寺で金剛般若經一万巻転読、四月十三日には八社奉幣がなされている（『日本紀略』・『扶桑略記』）。疫病が猖獗を極めているからこそ、賀茂祭を盛り上げて賀茂神の怒りを鎮め、新帝の時代のスタートを祝福して貰わなければならない⁽⁶⁰⁾。

そのためには、これまで（誇張ではあるが）式数の一〇分の一しか確保できなかつた斎院禊祭料を確実に納入させる新方式に転換する必要があつた。それが官符国宛制だったのである。禊祭料官符国宛制は以下のようないくつかの段階で構成される。すなはち、第一段階は「同傍線部(a)」とする（表2）。財源は国の事情に応じて調庸・中男作物・正税交易「例用・臨時用」を宛てるが（同傍線部(c)）、主として正税交易である。毎年、禊祭行事・斎院司が七～八月に官符で国宛して二月三十日を期限（同傍線部(a)）に進納させる。以上のような催徴方式であつた。第二段階に始まるこの官符国宛方式自体は、以後、第三段階・第四段階を通じて基本的に変化はない。第三段階・第四段階の変化はこの方式の枠内には天皇の譴責宣旨、最終的にはほとんどの国が進済するという、高い進済率を誇っていた。撰関政治全盛期の賀茂祭における斎院禊祭行列の華やかさの財政的基盤は、ここにあつたのである。この方式の骨格を作つたのが寛平九年（八九七）に宇多が任命した「検校」菅原道真らなら、彼らは「検校」に指名された直後の七、八月、史ら弁官局職員・斎院司に命じて翌年の賀茂祭の斎院禊祭料を、（口宣による在下物充用段階の割り当て実績をもとに）およそ五一箇国に品目と数量を割り当てる作業を行わせ、五一箇国に二月三十日を納期とする官符を発給させたのである。彼らの未進督促を中心とする実務はそれから翌年四月中酉日まで続く。以後毎年、同様の官符で例進国への禊祭料催徴が繰り返されていく。

官符国宛制の有効性

官符国宛制はそれまでの口宣による諸国在下物充用方式とどこが異なる、なぜ進済率を高めることになるのだろうか。繰り返しになるが口宣方式の脆弱性についておさらいしておこう。口宣方式は太政官が主導して割当国を決め、二月三十日の期日に割り当て諸国の在下物を禊祭料として非公式に充用するよう大蔵省など保管官司に通達し、大蔵省などが日收によつて国々に割り当て、国々に「在下物」から進納させていたと推定される。口宣による割り宛て国と物品・数量は転換後の官符国宛五一箇国とそれほどの違いはなかつたものと思われる。その点では口宣方式と官符国宛制との間にたいした隔たりはない。

大きな違いは、まずはその権威にあつた。「官符」での進済指令と申立てに対する最終的には天皇の「譴責宣旨」による督促の効果は大きい。口宣・大蔵省日收方式は、日收による催徴という非公式性が受領に対し

で、合期精好・進済率向上をめざすあらたな対策の追加であつた。

「正税用尽⁽⁶²⁾」などの申返の口実を与えることになる。

制度面でいえば、口宣・日收方式だとおそらく禊祭日まで二ヶ月というところになつて二月三十日を期限に進済せよとの指示が出され、受領が慌てて調達しようとしても禊祭日までに間に合わない「違期」というケースが相次ぐであろう。国衙財源上に指定はなく在下物という非公式ストックであるから公文勘会でも財源指定はされず他の料物と同じ漠たる「年料」の内だったと思われる。それに対して官符国宛制では国衙財源のなかに「調庸・中男作物・正税交易」のいづれか具体的な「斎院禊祭料」という財源項目が恒久的に設定（「立用」）され、毎年、禊祭行事と斎院司が責任者となつて斎院で期日のはるか以前の七・八月に二月三十日を期限に斎院に進済せよとする官符を五一箇国宛て作成・発給し、期限まで何度も督促し、進済した国には「斎院返抄」を発給する。受領には年料（省納）とは別枠で斎院返抄について主計寮「抄帳勘会」を受けさせ、他の雑多な省納分の一括抄帳勘会と合わせて主計寮から調庸惣返抄を獲得する⁽⁶³⁾。官符国宛制がシンプルで独立性の高い進済方式であり、受領する斎院側にとつても進済する受領側としても確実に進済が証明される（それだけ受領は申返・違期・庵惡などやりにくい）。毎年「官符」で進済が命じられ、国衙で独自財源項目の斎院禊祭料が立用され、受領は斎院返抄で抄帳勘会を受けなければ調庸惣返抄を貰えないという官符国宛制は、禊祭料の進済率を高めるうえで有効な方式だったといえる。摂閑院政期に「切下文」による料物催徴に未進が目立つのに対し、官符国宛制をとる斎院禊祭料の進済率が驚くほど高かつた根本的要因は、応和三年（九六三）の受領功過定審議項目化以前に、官符国宛制に転換した点にあつたのである。

3 斎院禊祭料以外の料物の官符国宛制 年料租春米・年料別納租穀

前節で、寛平十年（八九八）の賀茂祭においてはじめて禊祭料官符国宛制が採用されたと推定し、進済率を高めるうえで有効な方式であったことを述べたが、官符国宛制による調達方式は、同時期、他の料物でも相次いで採用されていた。禊祭料官符国宛制は、『延喜式』（卷二三 民部下）では、尾張以下一八箇国が所定数の租穀から「官符到るに随つて」春いて進納する「年料租春米」、同じく伊賀国以下二五箇国が所定数の別納租穀から「官符到るに随つて」位禄・季禄などの料物として進納する「年料別納租穀」の進済方式と、基本的に同一である⁽⁶⁴⁾。「官符到るに随つて」とは、年料租春米の場合、各國が所定額を「官符」で一括して進納するということではない。「前司任終年」の「雜米惣返抄」を「後司」に交付する方針を示した寛平十年（八九八）官符に、「租春大糧又春備米。實官符到所宛行也。事自參差不能年中究畢⁽⁶⁵⁾」とある。すなわち国司は租春米や春米を「官符」が届くたびにばらばらに進済するので年内に完済することなどできない、というのである。「官符到るに隨い」というのは、「官符」で取得権を与えたられた諸司・諸衛・諸行事・諸個人が、隨時、「官符」で進済を求める方式だったことがわかる。衛府大糧使のよう現地に催徴に赴く場合もあるが、たいていは「官符」を貰つて京内「在下物」から受領したと考えられる。この方式がすでに寛平十年（八九八）には行われていたことを重視したい。この段階では国は固定されていかなかったらしく、延喜二年（九〇二）に一六箇国に田租を穎穀で収納することを禁じ穀で収納して大糧料に宛てるよう命じており⁽⁶⁶⁾、このとき年料租春米国がはじめて固定したものと思われる。

太政官符民部省

応レ返下却不立別納租穀并租春料及交易雜物直諸國稅帳上事
右檢案内、別納租穀之數、去延喜七年十一月十三日每國立限、
田租春米之國、同十年六月十九日改定已畢、又年料交易雜物、詳載

式条、而或国司等乖違格式、不割置別納之数、不勤備租春之色、位祿王祿度年不行、諸衛大糧逐日難納、加之年料交易物頻言上正稅用尽之由、曾無下貢進物實之勤、恣宛國中之雜用、既忘公用之闕亡、不立新制何改旧、右大臣宣奉勅件等三色之料、若有「不立用稅帳者」宜返却其帳令上慎將來者、省宜承知依宣行之、符到奉行、

延喜十一年二月廿五日

『政事要略』（卷五七 交替雜事雜公文）

この記事に、「田租春米之国、同十年六月十九日改定已畢」とあり、年料租春米国は延喜十年に改定されており、『延喜式』年料租春米一八箇国はこの時に改定された諸国を示している。諸国年料租春米の官符国宛制への転換は、寛平・延喜年間に行われたのである。年料租春米に連動して庸米・年料春米（正税を財源）も含めて「年料米」の大半が官符国宛制の対象となつていつたことが想定される（すでに寛平十年官符に「官符到所宛行」とされる「租春大糧又春備米」は年料米を指すか）。「永官符国宛制」（大津氏のいう永宣旨料物制）は、大津氏が提唱した一〇世紀後半財政構造転換論の根拠の一つであるが、天禄元年（九七〇）八月に御斎会料米・春季御読経料米・恒例賑給料米・秋季御読経料米など年中行事の料米が永官符国宛制に転換する前段階においては、「臨彼期、雖給宣旨於諸国」とあるように「宣旨」（国宛には「官符」）で「臨期」（行事の期日間際）に国を選定して国宛てされていた。⁽⁶⁾

この「臨期」官符国宛方式こそ、寛平・延喜年間に始まる「官符到るに隨い」出給する方式そのものである。このように、一〇世紀後半に年料米に「永」官符国宛制が採用される前段階に設定される「臨期」官符国宛制の起點は、寛平・延喜年間、斎院禊祭料の「永」官符国宛制への転換と同じ時期だったとみなければならない。

年料別納租穀の場合、位祿定で特定諸個人の位祿が特定諸国の年料別納租穀に割り当てられた場合などに、その国に位祿官符で進済が命じられる。前掲官符によれば別納租穀を確保すべき二五箇国とそれぞれの数量が確定したのは、延喜七年（九〇七）十一月十三日であった。年料米の場合も別納租穀の場合も、官符は現地の国に届けられるのではなく受給権者に渡され、受給権者は官符を指定国の受領または在下史生（後の弁済使）に渡して、所定額の料米・位祿を京内公私倉庫に備蓄された在下物から受け取ることになる。このように、年料米・位祿とともに寛平・延喜年間に官符国宛制が採用され、京内で在下物が授受されるようになつたのである。⁽⁸⁾

政府は、これら官符で進済を命じる、①別納租穀（位祿・季祿）・②年料米、さらに③年料交易雜物（斎院禊祭料も含まれる）に対して、受領が個別的に進済を辞退する申返をいかに封じるか対策を講じていく。前掲官符によれば①②は指定国が指定数量の確保を怠り受給権者・受給官司が官符で物実を請求しても応じない、また③年料交易雜物については（受給権者が指定数量を官符や日収で請求しても）、「正稅用尽」を口実に進済に応じないので「公用」（主として行事用途）に欠乏が生じている、という現状認識に立つて、延喜十一年（九一一）二月、「新制」を立てて（すなわち公卿たちが議定で「起請」を立てて遵守制約を誓い⁽⁹⁾、①②③の「三色」の財源を稅帳に「立用」していない国は稅帳を返却するよう民部省に通達している。ここで交易雜物について稅帳「立用」というのは、交易雜物全体を大括りにして「立用」といっているのではなく、重点料物の個別の「立用」であろう。個別料物ごとに財源を「立用」させて「正稅用尽」を口実に申返することを抑止しようとしていると考えたい。ただし官符国宛制に転換したときから、正税交易を禊祭料財源に充てている国では、すでに稅帳に立用していた。調庸・中男作物を財源に充てている国では対策は「抄帳勘会」だけなのかどうか、なお検討を要

する。料物の多くが延喜十一年（九一二）になつてようやく「税帳立用」を明確化したのに対し、斎院祿祭料は発足時点から独自の税帳立用・抄帳勘会の対象とされていた。斎院祿祭料は正税交易を財源とする料物のうちで官符国宛制の先駆けをなすものだったといえよう。このような立法を積み重ねながら官符国宛制に転換した料物もそうでないものも、非公式在下物充用ではない、財政的に正当な根拠をもつもの（たとえば「税帳立用」）へと制度整備が進んでいったのである。

延喜年間を転機に調庸交易物雜米違犯対策は、「未進」から「違期餒悪」（「合期精好」）にはつきりと変わる。この変化は以前から知られており、かつて長山泰孝氏は、「延喜以後の格にみられる（当事者の反省を待つ）教説的性格」のものとみなし、「そもそも未進が累積して調庸制が崩壊に瀕しているときに違期を問題とし、それを取締る法令を出すといふこと」自体が、「どれほどの意味をもつか問題」、「この時期の観念的理想的主義的な復古の一表現であると思われ、現実の違犯対策としてはほとんど実効をあげることができなかつた」と論じた⁽²⁹⁾。その後の研究者も長山氏のこの見解をおおむね支持し、延喜～応和年間の調庸雜米違期餒悪対策官符を実効性ある法令として評価することはなかつたようと思われる⁽³⁰⁾。しかし延喜以後の調庸違犯対策は、長山氏がいうような「観念的的理想主義的な復古の一表現」なのではない。大藏省や大炊寮がすでに空っぽであることを前提とし、必要に応じて受領に隨時進納させるあらたな財政構造（王朝国家財政構造）に転換したことに対応した違犯対策の形成として評価しなければならない。以後の違期餒悪対策の官符が、その法源として大同年間の違期餒悪法令をあげるのは、時代錯誤でも復古でもなく、財政構造転換による個別料物の隨時進納方式に対応する違期餒悪対策として活用すべく再発見・再評価したからであった。

中宮御贋・修理職納物

斎院祿祭料とほぼ同時期に官符国宛制に転換したと思われる個別用途

をいくつかあげたい。まず中宮御贋（諸節料・旬料）である。中宮御贋は、「其旬料已下並取司家、隨事供之」（『延喜式』卷三九 内膳司）とあるように、本来、所進諸国は内膳司に進納し、内膳司から中宮職に供進することになつていた。ところが延長元年（九二三）、藤原穏子が醍醐中宮となると、中宮職は「諸国所進諸節并旬料御贊准先例」停収、内膳司、檢納於職」と申請し、政府は「官符」で「五畿内并志摩近江若狭紀伊淡路等国諸國」に「内膳司を経ず」中宮職に直接進納させ、中宮職が「檢納」するよう「官符」で命じた⁽³¹⁾。

その後、中宮職が置かれるたびに同様の申請がなされ「官符」が出されたようであるが、その定型句は「因准傍例、被給永官符於件国、國以職納返抄、勘公文」⁽³²⁾、「因准傍例、永給官符、不經内膳司、職納五畿内并志摩近江若狭紀伊淡路等国諸節并旬贊」⁽³³⁾であり、「永官符」と呼ばれ「職納返抄」で公文勘会（抄帳勘会）していくことが注目される。延長元年官符の「檢納於職」の「檢納」は「職納返抄」を発給することを含み、中宮職が出納諸司の検納機能を吸収したことを見出す（第二章第二節参照）。斎院祿祭料も同様であり、冒頭掲載天元四年官宣旨に斎院司が「依數檢納充用」とある。「永官符」はいつたん認可されたら以後は毎年の官符は不要というものではなく、斎院祿祭料や他の永官符国宛料物⁽³⁴⁾と同様、中宮御贋も毎年官符で進納が命じられる永官符国宛制だったとみななければならない。その明白な起點がこの延長元年官符であるが、注目したいのは直納を命じる延長元年官符にも、その後の永官符と同じく「先例」に准じて、とあることである。

延長元年からみて先例というのは、寛平九年（八九七）七月二十六日に宇多上皇の皇太夫人になり中宮と称した藤原溫子（基経女）のために置かれた中宮職を指していると思われる（『扶桑略記』同日条）。中宮御贋の永官符国宛制への転換は醍醐践祚直後のこの時であると思われる。中宮大夫は、斎院祿祭料を官符国宛制にした斎院檢校菅原道真であつた

(『公卿補任』同年条)。これは偶然ではあるまい。両者の転換はほぼ同時であり、同じ財政政策構想に立つものだったのである。⁽²⁶⁾

中宮御賛における転換は、天皇供御＝御賛の転換とも密接に関連しているとみなければならない。延喜十一年(九一—)十二月二十日、畿内五箇国に近江国を加えた六箇国に「官符」で日次御賛を割り当て、それを恒例化している⁽²⁷⁾。この日次御賛の官符国宛化で注目されるのが、佐藤全敏氏の論文「天皇の食事と賛」⁽²⁸⁾である。佐藤氏の所論を十分に咀嚼しないまま、まとめの部分だけを引用するのは気が引けるが、氏は「近年の研究では、国家財政・徵税制度が十世紀中後期に再編されることを明らかにしている。だが……賛収取制度は、それより早く、十世紀初頭に再編されていた。それは、九世紀末に起こった食事文化の変化を出发点としたものであつた。すなわち同じ財政・徵税制度でも、天皇の日常生活に密着している特殊な財政徵税制度については、一般財政・徵税制度の再編に先がけて転換が行われているのである」と述べ、天皇の日常生活の転換が先行してそれが体制転換の動因となるという独特的の転換論を提起する。だが本稿の立場に立つなら、財政構造転換の画期と天皇の食事という日常性の転換の画期は同時進行であつたということになる。私は佐藤氏の綿密な研究成果を、王朝国家財政構造論のなかに位置づけたい。

つぎに修理職納物である。天慶二年(九三九)閏七月五日官符⁽²⁹⁾に、「(修理職) 従_二諸國_一可_二進納_一魚海藻桧皮赤土石灰紙商布藁等、毎_レ国率_二充物數_一下_二知官符_一早畢、……(相模國年料交易石灰厚紙千百五十張) 延喜元二三四箇年料、別_レ年立_二用稅帳_一已畢」とあり、修理職納物が「官符国宛」され、相模国では年料交易石灰厚紙一千五百張を延喜元年(九〇一)から四年間、単年度ごとに稅帳に立ててきちんと交易進納していたことがわかる。修理職納物について、諸国受領は他の年料(省納)とは別に、修理職日収によって抄帳勘会を受けなけれ

ばならなかつたが(『延喜式』卷二五 主計下)、それは官符国宛制への転換に始まるのである。官符国宛・独自抄帳勘会という点において斎院禊祭料と同じである。斎院禊祭料が毎年官符で期限までの進納を命じていることから、修理職納物も毎年の官符国宛であつたと考えてよい。修理関係「諸國所進雜物」商布(駿河・下野)・綿(出雲)・塩(備前)・庸米(備前・備中・阿波)・海藻(紀伊・阿波)・魚(淡路・伊予)はもともと大藏省・大炊寮など保管官司から出給されていたようだが、修理職再設置後、修理職と木工寮に配分され(修理職の比率が圧倒的⁽³⁰⁾)、「官符」によつて括弧内諸国から直接受納される官符国宛制になつたのである。修理職納物の官符国宛への転換は修理職が再置された寛平二年(八九〇)十月以降、上記引用記事の延喜元年以前であると思われるが、先例の起点を延喜元年としていることを重視すれば、禊祭料を官符国宛に転換した寛平十年(八九八)に近い年次だつたとみてよからう。

臨時交易・俸料官符

摂関期に藏人所の独自財源「臨時交易」があつたことが長澤洋氏によつてはじめて明らかにされた⁽³¹⁾。「臨時交易」を財源とする用途に、内裏調度類、天皇から東宮・中宮・女房への給物、天皇から請僧への布施、天皇から春日祭舞人陪從への賜物、他用途への融通(借物)などがあり、「官符」で諸国に割り当てられ、解文とともに藏人所に進済され、藏人所から返抄が出され、当初は割当額は固定していなかつたが、一世紀前半には固定していたといふ。この藏人所財源「臨時交易」については不明な点が多く、長澤論文以後、研究は深められず、藏人所召物との関係もはつきりしないが、ここでは「臨時交易」が「官符国宛」されていることを重視したい。「臨期」国宛から固定化という点は、一〇世紀後半の一世纪初頭における行事料米の永官符国宛方式への転換と軌を一にしている。長澤論文によれば、「臨時交易」の初見例は延喜十五年

(九一五)であり、その成立は斎院禊祭料に官符国宛制が採用されたのとほぼ同じ時期であろう。

また渡邊誠氏は、これまで重要性が指摘されつつもあいまいなままにされたきた国家的給付の一「俸料官符」について、その実像と財政史的意義についてはじめて本格的な研究を行った⁽⁸²⁾。「俸料官符」は公卿らによって物品提供の手形的文書として使われていることが注目され、封物またはその代替であると考えられてきたが、それら先行学説を明快に否定した渡邊氏の所論は本稿にとってきわめて有益である。本稿に関するかぎりで氏の「俸料官符」論を紹介する。①「俸料官符」は太政官から公卿・太政官官人らに国家的給付の取得権として与えられた手形的文書であり、公卿は五節舞姫童裝束料物を舞姫献上者に提供するときなどに「俸料官符」で諸国に貢納を命じることがあった。②「俸料官符」で支給される国家的給付は列見定考禄・夏冬頓給料であり、「厨文」とも呼ばれ、財源は太政官厨家が収納する「例進外」諸国公田地子であつた。

③例進地子とは別に隨時に官符で進納を命じる方式が延喜十二年(九一二)には成立していたから、俸料官符の成立は、寛平十年(八九八)以前に成立していた大糀米官符進納方式、延喜七年(九〇七)に成立した位禄官符進済方式と同様に九世紀末～一〇世紀初頭には成立したと想定される。俸料官符も、斎院禊祭料などとほぼ同時に、官符国宛制が採用されたのである。

以上の検討によつて、九世紀末～一〇世紀初頭に、そのころ根拠財源もあいまいなまま、非公式に太政官の口宣と大蔵省・大炊寮などの日収によって在下物を充用していた料物のうち、中宮御贊・斎院禊祭料・位禄・諸司諸衛大糀米・蔵人所納「交易雜物」・太政官官人給物（財源は公田地子）・修理職納物など、優先性・緊急性が高く広範な諸国に割り振られる用途について、毎年官符で国指定・数量指定・期日指定で進納を求める官符国宛制が採用されたことが明らかになつた。

さらに一〇世紀初頭から前半にかけて、恒例臨時の神事仏事を中心に年中行事の料米が、その都度諸国に割り当てられる「臨期」官符国宛制に転換していく（一〇世紀後半に一部が永官符国宛制に転換）、行事用途のうち絹布などの料物については、大蔵省日収での非公式催徵から「大蔵省切下文」による正規方式に転換していった（こちらも一〇世紀後半に一部は永官符国宛制に転換）。

本項の最後に、官符国宛制を「永」官符国宛制と「臨期」官符国宛制に類型化してあらためて整理すれば、斎院禊祭料は、永官符国宛制の典型的かつ大がかりな形態であり、その嚆矢となるものであつた。一方後者の臨期官符国宛制は、式日近くになって「臨期」に国宛が行われる少數国から少量の料物を催徵する方式であり、やはり九世紀末ごろから採用されるようになつたが、その「臨期」性から申返・違期・餒惡の原因となる脆弱性があり、一〇世紀末頃から永官符国宛制に転換するものも増えていた。

「官符国宛制」への転換後の斎院禊祭料調達の課題

前項までの考察によつて、寛平十年(八九八)度の斎院禊祭料を嚆矢として、諸国「在下物」の非公式調達から全国五一箇国への「官符国宛」方式へと転換したと推察したが、それによつて国衙での禊祭料財源の税帳「立用」や主計寮での別途「抄帳勘会」なども制度化し、在下物の非公式調達は克服され、禊祭料調達は大幅に改善された。

しかし新たな方式に変わるとそれに対応して受領の側も新たな対抗策を考える。官符国宛制に転換すると、受領達は、冒頭所引応和三年(九六三)宣旨傍線部④に「爰或合期進上、依_レ在_ニ餒惡、以隨_ニ返却、或違期不_レ進」という動きを起こすようになつた。第一段階の傍線部②「諸國調庸早不_ニ進納」という状況とは違反のあり方が質的に異なる。受領の調庸違犯が「未進」から「違期餒惡」へ変化したことを如実に示すものである。大蔵省への一括進納から個別行事別に隨時進済さ

せることにより、受領は個別用途ごとに、隨時、進済しなければならないし、個別行事用途ごとに、隨時、「申返」（辞退申請）するようになり、個別行事ごとに「違期饋悪」が問題化することになった（口宣・日収による在下物充用段階すでに同様であったが）。違期饋悪の要因の一つは、前掲延喜十一年（九一二）官符にある、「正税用尽」を口実とする申返であろう（禊祭料は「立用」されているにもかかわらず）。また東国は七年間に及んだ「延喜東国の乱」により「亡弊國」に認定され特別免税されていた可能性もある。官符国宛方式に転換しても禊祭料不足が全面的に解消されるものではない（そのようなことは現代日本社会でもありえないことである）。それでは禊祭料不足を補填する財源を何に求めたのかか。

一〇世紀末～一世紀前半の藤原寒資禊祭行事上卿時代においても違期饋悪未進は皆無ではなく、率分所切下文や臨時交易絹、他の官司からの借物などが代替財源として利用されていたが、この時期にはいつそう、さまざまな代替財源によって料物不足を補完していたものと思われる。

ここで注目したいのは、『西宮記』（恒例第一　除目　勘物）の「賀茂祭前、任官例、延木五年四月五日、任八人、同九年四月九日、勅任三人、同十三年四月十五日、任百（官カ）四人、廿五日祭、天暦八年四月九日、任四人、安和二年四月十一日、任三人」の記事である。**表3**をみると、天暦八年（九五四）に当年禊祭料進納の成功として正六位上多治敏平が陸奥權少掾に任じられ、天暦四年の禊祭料を進納した壬生時祢に代わって少六位上坂上岑行が同じく天暦八年に鎮守府權軍監に任じられている。この成功による任官者二人が「賀茂祭前、任官例」の「天暦八年四月九日、任四人」のうちの二人であるなら、延喜五年（九〇五）の八人、同九年の三人、同十三年の四人の任官は、禊祭料の成功による任官であつたということになる。平安末期の例になるが、たとえば「禊祭料不足之時、任_二宣旨_一経_一公用_一之輩、押_一任要官_一者、承_前不易_一之例也⁽³⁾」とあるとおり、「禊祭料不足」の時の代替財源として成功を使うことは「承前

表3 禊祭料成功

除目年月日(または申請年)	官職	位階	人名	事由	出典
1 946年(天慶9)	馬允			(斎院用途不足多数、其料400貫)	『貞信公記』天慶9.4.11
2 954年(天暦8)	鎮守府權軍監	正6上	坂上岑行	停斎院天暦4年禊祭料壬生時祢、改任	『除目大成抄』
3 954年(天暦8)	陸奥權少掾	正6上	多治敏平	斎院当年禊祭料	『除目大成抄』
4 966年(康保3)	大和介		藤原公忠	斎院禊祭料	『平安遺文』287
5 980年(天元3)	武藏介	正6上	藤原正忠	斎院禊祭料	『除目大成抄』
6 1111年(天永2)	栄爵			斎院女房装束不足料	『中右記』天永2.4.13条
7 1129年(大治4)4.25	斎院長官		源有賢	阿波守有賢朝臣申請受領功(大治3・4年女房装束など)	『中右記』
8 1129年(大治4)4.25	権守1、内舍人1、栄爵2				『中右記』
9 1149年(久安5)4.9	内舍人	正6上	源重康	斎院司申久安4年禊祭用途不足進2000疋功)	『本朝世紀』
10 1153年(仁平3)1.21	内舍人	正6上	源国村	斎院司奏(久安2年禊祭用途料准綱2000疋功)	『除目大成抄』
11 1162年(応保2)	内舍人	正6上	中原信光	去保元1年禊祭用途准綱2000疋	『兵範記』紙背文書1
12 1167年(仁安2)8.1	内舍人	正6上	藤原親資	禊祭用途2000疋	『除目大成抄』
13 1176年(安元2)1.27	左兵衛少尉	正6上	平知家	仁安2年4月斎院禊祭料馬允功准綱5000疋など	『除目大成抄』
14 1179年(治承3)1.12	左兵衛少尉	正6上	惟宗兼定	嘉祐2年(1170)4月初斎院御禊用料内准綱5000疋などの功	『除目大成抄』

不_二易_一之例」としている。**表3**にみるとおり、一〇世紀末～一世紀前半の摂関政治全盛期（前期王朝国家の円熟期）にみられない。官符国宛制が有効に機能していったからである。このような成功による禊祭料の転換によつて諸国受領が個別に申返で進済免除を認められた場合の不足料物補填策の一つとして導入されたものであります。延喜五年・同九年・同十三年の成功任官はその早い例なのである。

官符国宛制に転換した当初の第二段階では、さまざまな口実による禊祭料申返に対して決定的な対応策はなかつた。第三段階はそのための明確な対応策を導入して進済率を高めようとする模索の時期であつた。

四 延長四・五年の財政政策と斎院禊祭料

一 第二段階から第三段階へ――

1 延長五年四月二十八日 申請雜事不裁許方針

斎院禊祭料調達方式は、寛平十年（昌泰元年）に永官符国宛制に転換した第二段階になつて制度的安定をみたが、それによつて禊祭料の違期龐悪が根絶されるものではない。第二段階に転換後の禊祭料進済実態について、応和三年（八九八）宣旨傍線部④前半は、「或合期進上、依_レ在_二龐惡_一、以隨_レ返却_一、或違期不_レ進」_二と短く述べる。延喜十一年（九一）二）、正税交易雜物を財源とする場合、正税用尽を理由とする申返を禁じたのもその対策の一つであった（前記）。

禊祭料の違期龐悪の原因について、政府は、傍線部④後半「依_レ無_二懲_一而致_レ懈怠_一」と、懈怠した受領に対する「懲_二肅_一」がないことに求めた。調庸の違期龐悪に対して旧來「准盜解任決罰」・「釐務停止」・「奪公廨」・「一依_レ律條」（後述延長五年十二月二十六日官符）などの厳しい処罰規定はあるが、それは九世紀初頭の調庸一括貢納を前提とするものであり、財政構造転換後の個別料物の少額の違期龐悪未進を想定したものではなかつた。構造転換後の現実に即した違犯対策の策定が急務となつてゐた。こうして第三段階の、傍線部⑤の「因_レ茲抑_二留言_一上解文」、不_レ裁_二許_一其申請_一」、すなわち受領の「言上解文」を抑留し申請内容を裁許しないという「懲_二肅_一」策を打ち出し、禊祭料進済の実効性を高めようとしたのである。「言上解文」というのは、国司が太政官に部内支配にする権限付与・特例措置を求める解文（諸国申請雜事）を指している。国司申請雜事（色代納⁽⁸⁾を含む）には封家納官済物関係・公文勘会關係・交替關係の優遇措置・特例措置の要請が非常に多い⁽⁸⁾。禊祭料申返解文も申請雜事の一つである。国司にとつて申請雜事を審査もせずに却下というのはきわめて厳しい制裁であり、そんな懲_二肅_一をされたらまつ

たものではない。政府は、この方針を示せば国司は禊祭料を「合期精好」で進済すると考えた。

こうして第三段階を画する国司申請雜事不裁許方針が打ち出されたのであるが、この方針が出された時期ははつきりしている。延長五年（九二七）四月二十八日であつた。またこの方針は、禊祭料だけに適用されるものではなかつた。『貞信公記』同日条の「有_レ奏_一、有_レ税帳遺_一國不_レ奉_二官符_一申返國々解文不_レ可_二裁_一許_一」之状、仰_レ左大弁_一、是勅語也」という記事がそれである。左大臣藤原忠平の奏に對して、醍醐天皇は、税帳の遣り（正税用残）のある国が「官符国宛」料物を「申返」したならば、その「国々解文」（諸国申請雜事）は裁許しない、との「勅語」を下した、というのである。第二段階を画する言上解文不裁許方針はこの「勅語」と同一の趣旨である。というより、傍線部⑤はこの勅語を指している。すなわち禊祭料の第二段階から第三段階への転換は、延長五年四月十七日の賀茂祭（扶桑略記）直後の二十八日に出されたこの勅語にあつたのであり、禊祭料だけでなく官符国宛方式を探るすべての料物に適用されるものであつた。傍線部④は違期龐悪だけが問題だったような印象を与えるが、勅語に「不_レ奉_二官符_一申返_一」とあるとおり違期は申返によるものだつた。この年の禊祭料の龐悪・申返がきつかけとなつて、この方針が出されたことは間違いない。

この勅語は左大臣忠平の宣を參議左大弁源悦が伝宣して官符として全国に下達される。禊祭料闕怠を契機に、申請雜事不裁許が、他の行事料物・諸司納物を含めて官符国宛制を採るすべての納物に対する違期龐悪未進対策として打ち出されたのである。他の料物にも適用されたことは、前記した藏人所財源の「臨時交易」料物の国宛「官符」に「若過_二其期_一、不_レ勤_二進納_一、不_レ理_二國宰申請_一」⁽⁸⁾の文言があることからもわかる。そうならば官符国宛方式ではない大蔵省日收（切下文）方式の料物は二下というのはきわめて厳しい制裁であり、そんな懲_二肅_一をされたらまつ

の点は後述しよう。

この『貞信公記』記事で見逃せない重要な点は、醍醐も忠平も、個々の行事料物の進納がその都度「官符」で命じられ、それに対して受領が種々の口実を設けて申返している現実を熟知したうえで、対策を論じていることである。申請解文は諸国条事定Ⅱ公卿議定の審議によつて裁許不裁許が定められるから⁽⁸⁷⁾、「勅語」によるこの方針は立法過程で「公卿起請⁽⁸⁸⁾」（公卿間遵守制約）によつて天皇・公卿間で共有され、政策化の文言の詰めは弁官局・出納官司の官人らによつてなされる。すなわち天皇・公卿・官人たちは新たな財政構造のもとで財政運営・違犯対策を行つてゐるという認識を共有してゐるのである。このことは延喜⁹応和年間の調庸違期龜戻対策に関する官符・宣言を検討する際に、前提とするべきことである。これら諸官符で、弁官局・出納官司官人たちは、律令財政的用語を駆使しながら、実は、新たな財政構造のもとでの改革について語つてゐるのである。文面を飾る律令財政的文言に幻惑されてはいけない。

2 延長四年五月二十七日 神態御倉の設置

そのような眼差しで、この時期の財政政策を見ていく。延長四年（926）五年、醍醐・忠平らは、祭祀料物の優先確保について積極姿勢を示していた。延長四年（926）の賀茂祭のおよそ一ヶ月後の五月二十七日、「供神之物」の代物進済（色代納）や期日ぎりぎりの進済（違期）を問題視した政府は、「供奉神事諸司」（神祇官・大蔵省・内蔵寮・藏人所など）に対し、「諸祭料物」の年間必要額を集計し（「惣計年中可」用之数⁽⁸⁹⁾）、「諸國調庸雜物貢進之日」に年間必要額を割き取つて大蔵省内の「別藏」に別置することを決めた。大蔵省および出納諸司官人各一人を別藏の「勾当」とし、供奉神事諸司は「祭日以前」に必要物品を別藏から受給（「毎色充行」）しておき、欠乏はいつさい認めず、「依」法科責、

曾不「寬宥」という厳しい方針を示した⁽⁹⁰⁾。「諸祭料物」というのは、主として幣物・祭使用途である。「別藏」というのは、天暦⁹応和年間に祈年祭料物・春日祭料物の出給事例がみえる「神態御倉⁽⁹¹⁾」のことである。「別藏」は実際に設置されたのである。また制裁規定は、受領に対するものではなく大蔵省と出納諸司の「勾当官人」に対するものである。

しかしこの官符を鵜呑みにして、供奉神事諸司は、諸国司が大蔵省に調庸物を一括進済した日にその一部を割き取つて「別藏」したものから用途を弁繕する、という律令財政的受給手続きを機能させようとしていると思つてはいけない。そのような実態ははるかな過去の話であり、神態御倉が見物で満たされることはありえない。そのことは前記のとおり公卿や出納諸司・供奉神事諸司官人にとって、当然の前提である。彼らは口宣・日収（また大蔵省切下文）による諸国在下物充用方式、官符国宛制に転換した財政運営の現実に立つてこの官符文言をとらえていたのであり、私たちもそうでなければならない。

太政官は、供奉神事諸司に対し、諸祭料物の年間必要額を申告させる。

その帳簿を太政官・神事供奉諸司・出納諸司がもち、行事（上卿・弁）は祭日が迫ると大蔵省神態御倉勾当におそらく神態御倉物と明記した諸国宛て日収（返抄）・切下文を作成させ、神事供奉官司に日収・切下文で受領の在下物から催徴させる。神態御倉への諸祭料物の別藏は擬制（フェイクション）なのである。このような諸祭料物の確保方式の実態を、違期龜戻禁断官符の文言で表現すると「至于神事有限、国用無止、仰宛在下、暗成日収⁽⁹²⁾」となるのである。

それでは神態御倉に何の意味があるのだろう。一つは神態御倉日収（切下文）による料物の優先性の高さによつて受領は申返しにくくなる。もう一つは、神態御倉に保管していたと擬制する象徴的・儀礼的行為である日収署判によつて、非公式の在下物が神聖な「諸祭料物」に淨化（ロンドリング）されるのではないか。前記した応和三年（963）に、

神態御倉勾当弁佐忠が神態御倉に昇つて春日祭女使料物の「返抄」（日収・切下文）に署名したのはそのような儀礼的行為であった。

この大蔵省神態御倉での諸祭料物の年間必要額の優先確保策は、すでに官符国宛制（斎院直納制）を採用していた斎院祿祭料に適用されるものではないが、政府は同じ熱心さをもつて斎院祿祭料の違期・僨悪・未進対策にも力を注ぐ。延長四年度の賀茂祭終了の一ヶ月後にこの諸祭料物確保令Ⅱ祭祀興行令を出したにもかかわらず、翌延長五年度の祿祭料の申返・僨悪が目に余つたのである。その状況に対し、前記の通り、醍醐と忠平は、四月二十八日、祿祭料をはじめ官符国宛料物を申返す国司の申請解文は一切裁許しないという懲諭策を打ち出したのであった。

こうして大蔵省納物の日収・切下文による諸祭料物確保方式についても、官符国宛制による料物確保方式についても、制度整備がすすめられていった。

3 延長五年十二月十三日 調庸違期僨悪禁止令

その七ヶ月後の延長五年十二月十三日、五畿七道諸国に対して、調庸物の違期僨悪について、実効性を失っている旧来の「法条」の処罰規定（「准盜解任決罰」・「釐務停止」・「奪公廨」や「一依律條」など）を厳格すぎるとして停止し、より現実的な対応策（「事有權變」・沿革隨時）として、「所司勘申」の僨悪数に応じて受領功過定の場で「功過褒貶」を定めるという合期精好令が出された⁽²²⁾。この功過定で審査される「所司勘申」は主計寮勘文のことである。

さて新たな財政構造のもとで、主計寮に僨悪数の把握は可能なのか。

翌延長六年閏八月二十八日、政府は主計寮に対する宣旨で、すでに諸司に対して「調庸絹綿所進之日」に「僨悪」があれば「日収」に「僨悪」と注して受領に手交するよう下知してあるから（「調庸絹綿所進之日」、若有「僨惡色」日収可レ注其由一状。下二知諸司一了」）、（抄帳勘会で僨悪絹綿

の数量を確認して）受領功過のときに主計寮勘文に記載して勘申せよと命じている⁽²³⁾。僨悪数に準じて功過を定めるという前年十二月の諸国同司宛て官符と呼応するこの指令は、受納諸司に対しても日収に精好か僨悪かを注して渡せと通達されていたのである。それは諸国に合期精好を命じたのと同じ前年十二月十三日であろう。この政策が、延長五年十二月の全国令では調庸一般を問題としているのに、翌年閏八月主計寮宛て宣旨ではとくに「絹綿」に限定していることに注意しなければならない。「絹綿」は天皇御服料など内廷料物、幣料・節禄料・布施料などであり、この合期精好令の本意は「神事有」限、國用無止」料物の「絹綿」の重点的確保にあつたことがわかる。

この合期精好令は斎院祿祭料など官符国宛制料物にも大蔵省日収（切下文）料物にもどちらにも適用されることになるが、個別に抄帳勘会を受ける斎院祿祭料など永官符国宛納物と大蔵省日収（切下文）による料物（大蔵省納物）とは区別して考えなければならない。前者は受納官司または行事官が受納と引き替えに返抄を発行するから、精好か僨悪か確認したうえで返抄に僨悪と書くことができる。ところが大蔵省日収の場合はどうだろう。大蔵省日収は、空つぼの正藏で儀礼的に署判がなされ、被給者に手交され、被給者が見物と引き替えに受領側（その代理人の在下史生・弁済使）に手交する。儀礼的に署判するときすでに国名・物品名・数量・日付は記載されるが、（見物引き替え以前だから）精好僨悪は記載できない。見物授受のときに被給者（官司・行事官）が日収に書き込むのだろう。第三章第二節で論じたように、受領は大蔵省納分の日収と斎院など永官符国宛料物の返抄についてそれぞれ別個に抄帳勘会をうけて調庸惣返抄を発行してもらう。調庸惣返抄があつても、主計寮勘文に僨悪記載があれば勧賞を受けられないというのである。僨悪数で功過を決めるという手続自体は可能である。しかし雑多で厖大な大蔵省納日収と祿祭料限定の斎院日収の勘会では、当然、勘会に精粗が生じ、祿祭

料など別途勘会を受ける永官符国宛料物についての勘会はより厳格になる。受領は龜悪料物を納めにくくなる。

ところで主計寮に示達したのと同日、政府は民部省に対して、調庸の違期龜悪対策として、延喜十四年（九一四）に正式廃止して一四年も経つ民部省窓口チエック・大蔵省移送を復活させるよう奉勅宣旨で指示した⁽³⁴⁾。そのようなことが可能なのか。この指示は当然移送先の大蔵省にも通達される。もはや財政構造は大きく変貌しているのに、律令財政のあり方に強引に引き戻すことは不可能である。忠平ら政府首脳はそのような非現実的なことを本気で考えてはいない。何度も繰り返すように、律令財政的なレトリックを駆使しながら現実対応的な財政政策を打ち出しているのがこの時期であり、この民部省窓口チエック・大蔵省検納手続きの復活という擬制（フィクション）によって何を意図しているかを見抜くことが肝要なのである。成案があるわけではないが、大蔵省日収によつて調達する物が、非公式の在下物ではなく正規手続を経て調達された調庸交易雑物にするための擬制である。もう一つは、民部・大蔵官人の公文作成業務と給与の回復である。新しい財政構造のもとでの公文作成業務の再構築は、当然、課題となっていたであろう。受領側も正規手続きによる進済ということになれば合期精好にしようとする進済意識も向上するはずである。

『貞信公記』同年十二月十日条の「差遣檢非違使」、令「勘」諸国調物宿「所」の施策は、このような違期龜悪対策と密接に関連する。十一日条は『貞信公記』前々条が十日条、次条が十五日条と復元されているから、十二日から十四日の間であるが、私は十三日条とみる。前記のとおり、十三日を違期龜悪禁止令が出された官符の日付とみるからである。また第二章第三節で述べたように私はこの記事の欠損部分を「宿納所々」と復元した。「宿納」とは、大蔵省・内藏寮などの諸官司や寺院など他者の倉庫に物を一時保管してもらうことである。政府が檢非違使

を分遣して諸国が調物を「宿納」している京内外の所々の倉庫と保管物の実態調査（どの国がどの倉庫に何をどれだけ「宿納」しているか）を行わせた。檢非違使による強制調査と同日付けで出された調庸違期龜悪禁止令が無関係のはずはあるまい。律令財政的用語で粉飾した官符と現実のこの施策とのズレと一致を私たちは受けとめなければならないだろう。受領に、重点行事に「精好」料物をそのつど「合期」に進済させるために、檢非違使に宿納所々の在下物を調査把握させ、違期龜悪を抑止しようとしているのである。仰々しい文面の官符をふりかざしながら、また帳簿上の整合性を追求しながら、実際にはきわめて現実的な行事料物催徵策が取られていたことが分かる。

4 延長五年五月五日 節会興行

上記の國家祭祀興行・調庸合期精好政策と密接に関連するのが、節会の興行である。延長五年（九二七）、醍醐天皇は、延喜十二年（九一二）以後中断していた五月五日節を一五年ぶりに挙行した。この「延長五年新式」にもとづいて、一七年後に行われた天慶七年（九四四）五月節会の用途調達は諸国への臨期官符国宛方式で行われたようであり（『九曆』五月節 天慶七年）、延長五年度も同様であったと思われる。官符国宛された節会用途の申返に対し、政府は発令したばかりの前記した四月二十八日の申返禁止・申請雜事不裁許令を適用して料物の合期精好をめざしたのであろう。申返禁止・申請雜事不裁許令は、直接的には直近の五月五日節用途に焦点化して発令されたといえる。

ところで多額の出費を伴う臨時儀式の挙行は、経済政策的に見れば臨時「需要」の創出であり、行政システム・用途調達システムを稼働させて、経済活動を活性化させる能動的財政作用という側面を有する（もとより在地の末端には収奪強化であるが）。宇多・道真らが寛平十年の斎院禊祭料に永官符国宛制を導入したのもそのような効果を期待したからで

あり、延長四年・五年の醍醐・左大臣忠平らも、①大蔵省納祭祀用途別蔵（神態御倉）創設、②官符国宛祭祀行事用途（禊祭料・節会用途など）申返禁止、③調庸違期僕役功過定不勧賞、④諸国在京在下物調査などを通じて、国家祭祀・節会の興行、国家財政の安定化をめざしたのであつた。これらの政策は、寛平・延喜年間の財政改革後的新たな王朝國家財政構造が軌道に乗ってきたことを点検し、新たな財政構造の脆弱性や欠陥を補正しようとする政策だつたとみなければなるまい。斎院禊祭料の第三段階は、王朝国家財政構造のもとでの財政政策の一つの段階だったのである。

おわりに

本稿では、禊祭料の第三段階から第四段階への転換まで論じる予定であつたが、第三段階まですでに一般的な論説の紙数の二倍に達する分量になつてしまつた。説明がくどく、同じことを何度も繰り返し論じてしまつた。大なたを振るつて削除しなければ論文の体をなさないが、もはやこれ以上時間を引き延ばすわけにはいかない。本稿で論じた点を大雑把に要約して稿を閉じよう。

斎院禊祭料調達方式の四つの諸段階のうち、第三段階までの禊祭料調達方式の変遷を基軸に国家財政政策を検討することを通して、一〇世紀後半画期論の財政論的論拠が成立しがたいことが明らかになつた。また王朝国家論の視角からの財政政策研究の有効性を示すことができたとも思う。

九世紀末、律令国家財政の大蔵省への調庸一括進納、大蔵省からの一括配分方式（禊祭料の第一段階）のタテマエが累積未進の増大によつて維持できなくなると、政府は、大蔵省に検納しないまま京内に滞留する

註

受領「在下物」を、非公式に重点行事料物に活用するようになる。それが九世紀末から一〇世紀前半における太政官口宣・大蔵省日収による諸国在下物充用方式であり、さらに九世紀末～十世紀初頭の財政構造改革の一環として、在下物充用の非正規性を払拭して正規制度化した個別行事料物隨時調達方式として官符国宛制と大蔵省切下文方式が案出された。その嚆矢が寛平九年（八九七）～十年、醍醐即位後初度の賀茂祭における斎院禊祭料における官符国宛制の導入であつた（禊祭料の第二段階）。この財政改革によって受領の調庸違犯は、一括進納をタテマエとする「未進」から個別行事ごとの申返・違期僕役へと変貌し、それによって違犯対策は未進から違期僕役（合期精好）へと転換した。延長四年（九二六）・五年、あらたな王朝国家財政構造のもとで、①諸国申請雜事不裁許（禊祭料の第三段階）、②祭料物進済強制＝神事興行令、③抄帳勘会強化による僕役摘発と功過定不勧賞、④諸国在京在下物の強制調査などの申返・違期僕役対策を通じて財政強化がはかられた。

論じ残した第三段階に続く禊祭料の第四段階は、応和三年（九六三）の禊祭料未進受領をターゲットにする功過定不勧賞方針への転換である。一〇世紀後半画期論があらたな財政構造への転換の指標とする、斎院禊祭料官符国宛制・永宣旨料物制（永官符国宛制）・諸司切下文・弁済使のすべては一〇世紀初頭の財政改革の産物であつた。正藏率分割は個別料物隨時進納制を採る王朝国家財政構造を前提とし、その脆弱性（違期僕役）対策としてのストックとして登場した。禊祭料・率分の受領功過定審査項目化も王朝国家財政構造を前提とする違期僕役（合期精好）対策だつた。このような第四段階を画する財政政策の詳細は、科研報告書に本稿と合体させて載せる予定である。

- (1)拙稿「摂関期の斎院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』一五六号、二〇一〇年)
- (2)鹿内浩胤翻刻『小野宮年中行事裏書』(『日本古代典籍史料の研究』前編第三章附思文閣出版二〇一一年、初出田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』思文閣出版二〇〇三年)
- (3)前稿では「国司の禊祭料辞退「申請解文」(「申返」)を裁許しないことによつて納入率を高めようとした」としていたが、誤りに気づき本文のように改める。何かの折りに佐藤泰弘氏から指摘を受けたのだが、そのときには旧説で間違いないと考えていた。
- (4)大津透「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』第二部第二章 岩波書店 一九九三年、初出『日本史研究』三三九号 一九九〇年)。丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭」(『日本史研究』三三九号 一九九〇年)は、『朝野群載』所收応和三年宣旨の検討によつて禊祭料について大津氏と同じ結論に到達している。一〇世紀後半財政構造転換論について、寺内浩『受領制の研究』序章(塙書房 二〇〇四年)の要を得た整理を引用すれば(諸氏の著書名は下向井が挿入した)、「上島亨氏は、一〇世紀後半以降国家財政は経費を諸国に割りあてる国宛を柱として運用されたが……」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会 二〇一〇年)、「佐藤泰弘氏は、一〇世紀末に徵税・輸納制度が受領を中心に再編され、……」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会 二〇〇一年)、「中込律子氏は、……一〇世紀後半に律令制的な財政構造が崩壊して、隨時に不定額の済物を納める受領請負制を基礎とするあらたな財政構造があらわれ、……」(『平安時代の税財政構造と受領』校倉書房 二〇一三年)、と諸氏の見解を紹介したうえで、自身の研究をも含めて「最近の研究では、一〇世紀後半ないしは末期に國家の財政構造が転換し、受領が基軸となつて国家財政運営がなされるようになつたことが明らかにさ

- れつつある」と結んでいる。さらに佐藤全敏氏は費收取制度の再編が一〇世紀初頭であることを解明しながら、「近年の研究は、国家財政・徵税制度が十世紀中後期に再編されたことを明らかにしている」と述べている(「天皇の食事と贊」『平安時代の天皇と官僚制』第三部第一章 東京大学出版会 二〇〇八年、初出『日本史研究』五〇一号二〇〇四年)。しかし最近また流れが少し変わってきた。佐藤全敏氏の見解の影響もあってか、一〇世紀後半画期論の提唱者である大津氏自身、「摂関期の財政構造の形成には二つの画期が認められる。……一つは九世紀後半から一〇世紀初頭であり、……(調庸未進対策として、給与・官衙費が中央財源「大藏・民部省」から地方財源へ移行したこと)をあげる)……もう一つは、……一〇世紀後半、村上天皇の時代であり、……調庸制の再編と造営体制の構築である」と、二段階画期論に修正したようにも思われる(「財政の再編と宮廷社会」『岩浪講座 日本歴史』第5巻古代5 岩波書店 二〇一五年)。
- (5)『類聚国史』(神祇五 賀茂大神)弘仁十年三月十六日条
- (6)『延喜式』(卷一 神祇一 四時祭上)祭祀大中小条
- (7)『類聚三代格』(卷四 加減諸司官員并廢置事)弘仁九年五月九日 太政官符、『日本紀略』弘仁九年五月二十二日条
- (8)所功『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇第二章「『儀式』の成立」(国書刊行会 一九八五年)
- (9)「弁備」する「所司」が大藏省や内蔵寮ではなく斎院司であることは、たとえば追儺の「儺祭料」を陰陽寮が「預前申」省請受、依「件弁備」とあるように、大藏省など出納官司から請受した担当官司が「弁備」することから明らかである。
- (10)『延喜式』にみえる諸官司の物品請求・出給手続きについては、保野好治「律令中央財政機構の特質について」(『史林』六三巻六号 一九八〇年)、古尾谷知浩「律令中央財政機構の出納体制」(『律令国家と天皇家

産機構』第三部第二章 塗書房 二〇〇六年、初出『史学雑誌』一〇四編二号 一九九五年）、佐藤全敏註（4）著書第二部第四章「諸司別当制からみた律令官制の変容」。とりわけ佐藤全敏論文は「申官請受」「申省請受」の表記に着目して詳しく論じており、特定官司から特定使途で太政官に申請した多様な物品を太政官が保管官司に出給させる場合、撰閏期と同様、官宣言形式の「官切下文」を用いていたことを明らかにした重要な成果である。なお太政官符による出給指示は、大同二年

（八〇七）までは太政官符が中務省に下され中務省から保管官司に「移」して出給されており、太政官から大蔵省・内蔵寮に直接官符・官宣言が下される『延喜式』規定の出給方式は大同二年以降のあり方である、という（侯野・古尾谷論文）。斎院司が設置されたのは賀茂祭が勅祭化した前年の弘仁九年（八一八）であり、斎院司が準備する禊祭日の斎院行列は、翌十年四月中西日に挙行された最初の勅祭賀茂祭のときからと思われるから、禊祭料の諸品目・諸保管官司からの請受の仕方は、はじめからおおむね『延喜式』段階のものであつたと思われる。

（11）『延喜式』（卷二五 主計下）に「凡大和国交易、所進斎院

四月賀茂祭料冠絹十五疋、河内国白縫冊疋、毎年二月送之、其直用正税、並以「彼院返抄、勘会抄帳」とあり、『延喜式』段階でも二月三十日であつたと思われる。第二段階以降の進納期限が二月三十日であつたことは、冒頭引用天元四年官宣言（傍線部②③）にあきらかである。

（12）『延喜式』（巻六 神祇六 斎院司）に「画祭日服并陪從女衣裳料、金泥四両一分二銖、銀泥四両一分二銖、蘇芳四大四斤、胡粉五斤三両三分、緑青三斤十三両、白緑一斤十二両二分、空青二斤三両二分、丹二斤二両、雌黄五両一分、同黃四両四銖、三月十三日付二内侍一奏請」とある。

顏料は他の物品とは異なり、斎院司の請奏によつて内蔵寮から出給されていた。

（13）拙稿註（1）論文

（14）侯野註（10）論文によれば、給与関係の『延喜式』の規定では、出給申請から官符発給まで七日（一〇日、官符発給から出給日まで一日）五日（月料・要劇料は八日）であつたという。

（15）古尾谷註（10）論文

（16）下向井龍彦・稻葉靖司「九世紀の海賊について」（地方史研究協議会編『海と風土』（雄山閣 二〇〇二年）。本論文は、九世紀海賊についての稻葉氏との共同研究を踏まえて下向井が執筆したものであり、財政改革論はすべて下向井のオリジナルに属する。ほとんど同じことを「平安時代の国家と海賊」（白幡洋三郎編『新・瀬戸内海文化シリーズ2 濑戸内海の文化と環境』（瀬戸内海環境保全協会 一九九九年）でも述べた。

（17）大津註（4）論文、佐藤泰弘註（4）著書第2部第VI章「一一世紀日本の国家財政・徵税と商業」、初出『新しい歴史学のために』二〇九号 一九九三年）。「寛平・延喜の財政改革」の構想は、「日本史研究』三三九号（一九九〇年）の特集「平安時代の国家システム」に載せられた「特集にあたって」（吉川真司）での王朝国家論批判と巻頭大津註（4）論文、および佐藤泰弘本註論文に触発されたものであり、一九九五年八月二八日（月）に行われた第二三回古代史サマーセミナー（広島県福山市）の全体会「平安時代史研究の新たな展開のために

—王朝国家論の立場から—」での報告、「平安時代史研究の新潮流をめぐつて—一〇世紀後半画期説批判—」後半の「寛平・延喜の財政改革」を起点としている。報告前半の一〇世紀後半画期論批判の部分は、平田耿一先生の紹介で上智大学文学部平田先生研究室発行『日本古代・中世史 研究と資料』一五号（一九九七年）に掲載していただいた。

その「付記」で、「成稿過程で分量が膨らんでしまったので報告後半の『寛平・延喜の財政改革』は独立させて別途公表するつもりである。」と書いたのは、正直にいえばデッサン以上のものにすることが当時の私の力に余ったからである。その後、『小右記』を読むなかで斎院禊祭料という魅力的なテーマと出会い、財政改革をも含めて中断しながら研究を進め、その成果の一端を二〇〇八年サマーセミナー in 宮島の全体会「儀式から見た平安時代国家論」で発表した。その大半は註（1）論文として公表したが、またもや財政改革との関連性については先送りになってしまった。本稿はこのような経緯のもとで細々と続けてきた、一〇世紀後半画期論批判、王朝国家論擁護の営みでもある。

- （18）北條秀樹『日本古代国家の地方支配』第一部第一章「文書行政より見たる国司受領化』（吉川弘文館 二〇〇〇年、初出『史学雑誌』八四編六号 一九七五年）
- （19）川本龍市「正蔵率分割と率分所」（『国史研究』七五号 一九八三年）、長沢洋「王朝国家期の財政政策」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館 一九八七年）
- （20）北條註（18）論文、俣野註（10）論文、古尾谷註（10）、寺内註（4）著書第一編第三章「弁済使の成立」（初出『続日本紀研究』三一五号 一九九八年）なども参照。「検納」について俣野論文は「物資が保管官司に収納される際に」「出納官司」が行つた「その品質や規定量の点検」であり、出納官司は検納をへて収納される雑物の「收文」に署名する、との確に説明する。
- （21）『類聚三代格』（巻八 調庸事）寛平八年閏正月一日官符。「門文」は進納先が大蔵省・大炊寮だけでなく、内蔵寮・諸衛諸司・諸家諸寺社など多岐にわたつていたので、各進納先宛て納品書を「門文」と称したのであろう。

（22）下向井・稻葉註（16）論文

（23）戸田芳実「中世成立期の国家と人民」（『初期中世社会史の研究』第1章 東京大学出版会 一九九一年、初出『日本史研究』九七号 一九六八年）。「累積未進」として現象する九世紀末の危機をもたらした富豪層の多様な運動・闘争については、戸田氏の研究をはじめ多くの論者が論及し、私も戸田氏の驕尾に付してさまざまな機会に論じてきたが、財政構造改革を主題とする本稿では、詳しくは言及しない。しかし中央の財政危機と受領の国内支配の危機をもたらした累積未進、危機克服のために行つた財政改革の根本的な要因を、私は、腐朽する律令財政構造の間隙を突く富豪層の多様な調庸対押運動であったととらえている。

（24）拙稿「部内居住衛府舍人問題と承平南海賊」（『内海文化研究紀要』一八号 一九九〇年）

（25）寛平・延喜の改革期の諸官符には、中央官人・受領・任用・王臣家人・郡司富豪層のモラルの荒廃、責任意識の欠如、相互不信を表す文言にあふれている。その根底には、累積未進という構造問題があつた。

（26）「意見十二箇条」第七条「請『平均充給』官季禄事」（岩波日本思想大系8『古代政治社会思想』岩波書店 一九七九年）

（27）「諸司政」およびつぎに掲げる宣言については古尾谷註（10）論文参照。

- （28）北條註（18）著書第一部第三章「平安前期徵稅機構の一考察」初出 井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』下巻 吉川弘文館 一九七八年）、古尾谷註（10）論文、寺内註（20）論文。また佐藤泰弘「受領の成立」（吉川真司編『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館 二〇〇二年）、渡邊誠「俸料官符考」（『史学雑誌』一四編一号 二〇〇五年）も「在下」に関心を示す。
- （29）『貞信公記』承平元年（九三一）二月二十日条

- (30) 承平五年正月十六日史口宣書様『西宮記』臨時二 宣旨様。後掲のとおり訓点を外して読んでいる。
- (31) 承平六年閏十一月二日史口宣書様『西宮記』臨時二 宣旨様。訓点を外したのは上に同じ。
- (32) 『西宮記』(恒例三 九月 奉幣)勘物所引『醍醐天皇御記』延喜十九年(九一九)九月十日条。本記事はこれまで「在下」関連史料として使われていない。その事情は註(48)に記したとおりである。
- (33) 『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書)所引『佐忠私記』応和二年(九六二)二月五日条。本記事もこれまで「在下」関係史料として使われていない。
- (34) 古尾谷註(10)論文。ただし氏が「在下」が正規手続きで「見上」されないまま大蔵省の管理下にあるとする点は従えない。「在下」は受領管理下にあるものである。それゆえ「在下」を宛て用いるとき、「日収」を非公式に受領に交付するのである。
- (35) 「在下」が受領管理下にあるという点については、寺内註(20)論文の理解が正しい。
- (36) 『政事要略』(卷五一 交替雜事 調庸未進)
- (37) 『政事要略』(卷五一 交替雜事 調庸未進)天暦元年(九四七)閏七月二十三日条、『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書)所引『佐忠私記』応和二年(九六二)二月五日条
- (38) 北條註(28)論文、寺内註(20)論文
- (39) 承平五年(九三五)正月十六日史口宣書様、承平六年閏十一月二日史口宣書様(『西宮記』臨時一 宣旨様)
- (40) 『西宮記』(恒例三 九月 奉幣)所引『醍醐天皇御記』延喜十九年(九一九)九月十日条
- (41) 『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書)所引『佐忠私記』応和二年(九六二)二月五日条
- (42) 『別聚符宣抄』延喜七年(九〇七)十二月二十一日宣旨
- (43) 拙稿註(1)論文で、実資禊祭行事上卿時代の摂關政治全盛期に検非違使による禊祭料催徵が議論されたのは一度だけであり、しかもそれさえ実資の判断で沙汰止みになつた事実に触れた。
- (44) 『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書)所引『佐忠私記』
- (45) 一世紀末までは左中弁が率分勾当弁になるのが慣例であったことは、川本註(19)論文が明らかにしている。川本論文によれば、勾当弁指揮下の率分所勾当には主計頭・大蔵輔・太監物、さらにその下に大蔵省下級職員の史生・省掌も関わっていた。
- (46) 『西宮記』諸本によつて異同が多い。早川庄八『宣旨試論』第二章「故実書にみられる宣旨」(岩波書店一九九〇年)所引史籍集覽本『西宮記』(卷一五)による。訓点は早川案を参考にしつつ下向井が施したものである。
- (47) 佐藤全敏註(10)論文。佐藤氏は官切下文作成後の出給命令に、太政官符・官宣旨とともに史による口頭伝達(「口宣」)の三パターンがあつたことを指摘しているが、「口宣」が在下物充用を指令するさいに用いられることには言及していない。
- (48) 神道大系本『西宮記』(恒例三 九月 例幣)勘物。故実叢書本では「明朝以_タ在下之「幣」物可_レ行_レ之」とし、増補史料大成『歷代宸記』『醍醐天皇御記』は「明朝以_ニ在外之幣物可_レ行_レ之」とする。「在下」史料とみなされなかつた所以である。
- (49) 川本龍市「切下文の基礎的研究」(『史学研究』一七八号一九八八年)が、大蔵省切下文・率分切下文など切下文に関するはじめての本格的な研究である。
- (50) 院政期の例になるが、『中右記』大治四年(一一二九)二月十一日条に「(十四日祈年穀奉幣、記主權大納言藤原宗忠は祈年穀奉幣上

- (54) 『日本紀略』延喜二十二年四月二十三日条、同二十三年四月十六
・十七日条。また『西宮記』(恒例一 四月 賀茂祭事) 勅物所引
『醍醐天皇御記』延喜二十二年四月十七日条・二十一日条・二十三日条
・延喜二十三年四月十六日条。『御記』延喜二十二年四月二十三日条
には「仁寿三年、元慶六年、不警固」、仁寿四年、貞觀十一年、十
六年、昌泰三年等皆有警固云々」とあることから、昌泰三年も勅祭
は停止されたことがわかる。
- (55) 延喜十年度は初斎院ではないから行事所は置かれない。したがつ
て「行事所・院司」ではなく、「行事・院司」である。
- (56) 税料・女使用途・唐鞍修理料など内裏側が用意する料物の調達方
式については、別稿を準備している。概要是、二〇〇九年八月九日
に広島古代史研究会・SHIMOKEN 塾サマーセミナーにおいて「賀茂
祭内裏儀用途と禊祭行事」と題して報告した。撰文期の女使料物につ
いていえば、行事蔵人が「請奏」にもとづき行事上卿に「勘宣旨」を
下し、「勘宣旨」を受けた上卿は「文殿」で請奏料物が妥当かどうか
- (51) 長澤註(19)論文、大津註(4)論文
(52) 『寛平御遺戒』(岩波日本思想大系8『古代政治社会思想』一九
七九年)
- (53) 註(52)『寛平御遺戒』頭注の「出費が多く、料物だけでは出費
の十分の一にも足りない意」、丸山註(4)論文の「斎院司は出費が
多く、九世紀末には料物だけでは出費の十分の一にも足りないありさ
まであつた」という理解が一般的であると思われる。
- (54) 予以「行事史孝忠」、雖触大藏卿、不改成他国」、同保延元
年(一一三五)四月二十日条に「(明日二十一社奉幣、宗忠内大臣)
明日幣年料下文中、丹波不濟、伊勢申触穢之由」、大藏卿不切宛、
為之如何、早可奏院之由仰了」とあり、大藏省切下文(年料下
文)の国々への切り宛ては大藏卿の権限(責任)であった。

(55) 稲日賀茂河原で行う、斎院御禊の行列で前駆を勤めた衛府佐
尉らへの饗應か。不明。

(56) 拙稿註(1)論文。「出車定」は禊祭日に斎院行列が使う車六両
の供出を六人の公卿に割り当てる儀。斎院客殿に禊祭行事上卿・弁
史と斎院司が參集して行う。祭日童女騎馬四疋を供出する四人の殿上
人も決められる。この場で、禊祭料進済状況の最終確認が行われ、斎
院司が提出した進未勘文を覽じた上卿が未進国に催宣旨を出すよう命
じる(『江家次第』卷六 四月 御禊前駆定)。

(57) 稲日賀茂河原で行う、斎院御禊の行列で前駆を勤めた衛府佐
尉らへの饗應か。不明。

(58) 拙稿註(1)論文。「出車定」は禊祭日に斎院行列が使う車六両
の供出を六人の公卿に割り当てる儀。斎院客殿に禊祭行事上卿・弁
史と斎院司が參集して行う。祭日童女騎馬四疋を供出する四人の殿上
人も決められる。この場で、禊祭料進済状況の最終確認が行われ、斎
院司が提出した進未勘文を覽じた上卿が未進国に催宣旨を出すよう命
じる(『江家次第』卷六 四月 御禊前駆定)。

(59) 拙稿註(1)論文では事実だけ指摘したが、少し詳しく述べてお
こう。『小右記』長和三年(一一〇一四)三月二十五日条に「下官者行
事上卿也、而賀茂事存一向可執行之由上」があり、実資は禊祭
行事上卿であると同時に「賀茂事一向執行」の地位にあつたことがわ
かる。『小右記』で実資が禊祭行事としての業務だけに留まらず斎院
関係、賀茂社関係の問題に上卿として関与しているのはそのためであ
る。実資が大納言から右大臣に昇任した治安元年(一一〇二二)七月の
のち、その地位は権大納言藤原行成に引き継がれる。『小右記』同年
十一月四日条で、行成が実資に、先月二十八日に「斎院行事可奉仕」
と命じられたが「禊祭外」ではどんなことがあるのか、斎院に関わる
雜事について一々お尋ねしたい、と消息を寄せてきたことが記されて
いる。行成の書状を受け取った実資は、すぐ「只彼行禊祭事、無
他事、入祭月先定出車并出馬事」と返事を出した。「禊祭関係だ
けで他の仕事はない」という実資の回答は、「禊祭事」に限らず「賀

茂事」は「一向執行」するのだと言つた長和三年の彼の氣概と実際の賀茂社・斎院関係の仕事ぶりに照らしてかなり距たつてゐるが、斎院禊祭が最重要任務であることをあらわしている。『類聚符宣抄』（巻七）に、十月二十八日付けで行成を「賀茂斎院別当」に補任した宣旨があり、実資から引き継いだ斎院に関する行事とは、「斎院別当」の任務だったことが分かる。だが『類聚符宣抄』編者は「件宣旨尋_二先例「不_レ見、只可_レ行_二禊祭事」之由以_二「口宣_一可_レ仰_二其人_一歟_二」と註記し、実資が行成に伝えた禊祭のことだけやればいいという言葉そのままである。行成以前に二六年間にわたつて「賀茂事」を「一向執行」してきた実資が「斎院別当」補任宣旨を受けなかつたというのはほんとうだろうか。二六年間「口宣」で更新されてきたからであつて、初任のさいには「斎院別当」補任宣旨を貰つたかもしない。いずれにしても実資は「賀茂事一向執行」する事実上の斎院別当だつたのであり、それを受け継いた行成には正式に「斎院別当」補任宣旨が下された。その源流は寛平九年（八九七）の菅原道真の「斎院檢校」補任に遡るのである。斎院別当については、機会があれば、あらためて論じたい。

(60) 寛平十年は斎院禊日の四月十九日、太陽が黄色で光彩がなくしばらくして血の色のようになつて西山に没したが、それは近來数日間同様であり、人々はみなそれを「奇怪」としたという〔日本紀略〕・『扶桑略記』。このような現象も賀茂神の怒りと関係あると判断すれば、いやましに真剣に禊祭に取り組むことになる。賀茂祭勅祭化の目的の一つが、賀茂神の怒り・祟りを鎮めることにあつたこと、勅祭化以前から行っていた「賀茂祭警固」が賀茂神の祟りから天皇を守護する目的であつたことについては、横田美緒「賀茂祭の成立と律令国家」〔史学研究〕二七八号、二〇一三年）、また本誌所収横田「賀茂祭警固と雷鳴陣」に詳しい。

(61) 拙稿註（1）論文

(62) 『政事要略』（巻五七 交替雜事 雜公文）延喜十一年二月二十

五日官符に「年料交易物頻言「土正稅用尽之由」とある。

(63) 「抄帳勘会」とは、調庸惣返抄を発給する前提として、主計寮が寮保管台帳と国司提出返抄類を勘会する作業である。雑米惣返抄の場合も同様に抄帳勘会を行つて発給される。八、九世紀の「抄帳」について侯野註（10）論文は、判然としないとしつつ「計帳の調庸輸納予定額を略抄した帳簿である可能性がある」とする。斎院禊祭料が他の年料_一省納_二とは別格で主計寮「抄帳勘会」を受けていたことは、『延喜式』（巻二五 主計下）の「凡大和國交易、所進斎院四月賀茂祭料冠絹十五疋、河内國白縫冊疋、毎年二月送之、其直用_一正稅_二、並以_一彼院返抄_一、勘_二会抄帳_一」とあり、官符国宛制の禊祭料について、大和・河内両国が正稅を立用して交易物として進納し、斎院の返抄をえて、他の大藏省納物とは別途、主計寮で「抄帳勘会」を受けていたことが分かる。『延喜式』（主計下）には大和・河内両国だけしかあげられていないが、これは斎院禊祭料が独自に「抄帳勘会」を受けることを例示したものであつたと思われ、他の禊祭料官符国宛諸国も同様の扱いだつたと解釈しておく。『延喜式』（巻二五 主計下）には、このような独自抄帳勘会を必要とする料物について、左右馬寮秣料米・左右馬寮牧田地子例用遺交易物は寮返抄で、諸國所進修理職交易檜皮并造瓦料魚鹽海藻等は職日收で、諸國進納斎院寮調庸雜物は寮移返抄で、鑄錢司年料銅鉛は司返抄で、それぞれ別途抄帳勘会を受けると規定している。抄帳勘会は調庸交易雜物進済証明手続きにおいて調庸惣返抄獲得の前提となる重要な位置を占めている。抄帳勘会について、調庸惣返抄成立以前の承和十年（八四三）三月十五日官符〔類聚三代格〕巻八 調庸事は、綱領郡司が調庸物納の日に諸司諸家から受け取つた收文（日收）を雜掌に渡し、收文全体を取りまとめた雜掌が調庸返抄を受けるために主計寮官人と抄帳勘会をするとし、『政事要

略』（卷五一 交替雜事 調庸未進）齊衡一年（八五五）五月十日官符は、律令財政本来の姿では、貢調使の「政」が完了したとき抄帳勘会し返抄を受けるもので、「常式」のとおり未進を催徵してから返抄を受けなければならないとする。王朝國家財政構造下で、抄帳勘会が申返抑止に有効であったことは、承平七年（九三七）十月十六日官符『政事要略』卷二七 年中行事十一月 紿春夏季祿）の次の内容から明らかである。すなわち諸家封租・諸司大糧は「抄帳勘会」の対象になるので「申返之例」はない。一方、位祿物については抄帳勘会の対象にならず、「国司之進退」次第で受給者に支払われないことが多いので、今年から位祿についても抄帳勘会の対象とし、「申返之累」を断ち切つてほしい、というものである。他の大藏省納物とは別に抄帳勘会を受ける禊祭料は、受領にとつて申返しにくい仕組みになつていのである。

(64) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」（『日本經濟史大系1古代』東京大学出版会一九六五年）は、年料租春米について、「その祖型は古く奈良時代まで遡る」（天平九年「七三七」但馬国が庸に副えて米を進めた）ような事例が次第に増加し、同時に定例化して年料租春米制度の成立を促した、また年料別納租穀についても「年料租春米の場合と同様」「その慣行は（延喜七年「九〇七」始行官符より）さらに古く、延喜七年の決定は単にこの慣行を定制化したものであるにすぎない」というように、徐々に増加して定例化したという理解が一般的で、その原理的転換の画期性について重視していない。

(65) 『類聚三代格』（卷一四 雜米事）寛平十年二月二十七日官符。「参差」とは「差異があること。等しくないこと。」（『仏教語大辞典』）。「参差」の文言から、「官符到」の隨時性がうかがえる。

(66) 『類聚三代格』（卷一五）延喜二年三月十三日官符は、なお村井康彦『古代國家解体過程の研究』第一部第三章「平安中期の官衙財

政』（岩波書店一九六五年）。

(67) 『別聚符宣抄』天禄元年九月八日官符

(68) 渡邊誠「俸料官符追考」（『史学研究』二六九号 二〇一〇年）もほぼ同じ理解に立つて論じている。

(69) 「新制」が「公卿起請」を指すことについては、下向井龍彦・光谷哲郎『小右記』にみえる「起請」について（下向井龍彦『平安時代の『起請』について』二〇〇〇年科研研究成果報告書）。

(70) 長山泰孝「調庸違犯と對國司策」（『律令負担体系の研究』第八章（『塙書房一九七五年、初出『大阪大學教養部研究集録』一七号一九六九年）。だが長山氏は同時に、「延喜莊園整理令のような王朝国家的支配体制を確立する契機となつた）改革的性格を持つ政策も、主觀的には律令制に復帰するという觀念的理想主義を梃子として進められたのである。そこにきわめて現実的な政策と、觀念的非現実的政策とが並存せしめられる必然性があつた」、この時期「に出された調庸違犯関係の諸法令も、その意味で何らかの現実的機能を果たすものであつたと思われる」としている。私は一九七〇年当時の坂本賞三氏や長山泰孝氏と同様に、当時の政策立案者達は「觀念的理想主義」の看板を掲げながら、きわめて「現実的」な構想を抱いていたと考えている。「文章」＝レトリックの政治性について深く考えてみたい。

(71) 大津氏は前掲註（4）論文の冒頭で、これら諸官符について「今までと同じでは確保できず、中央政府は調庸確保に別的方式を求めていく」と述べている。これら諸官符を「今までと同じ」調庸確保方式にもとづく対策ととらえているようであるが、私は「別的方式」（すなわち在下物充用方式、官符国宛制、切下文方式）への転換を前提として出されたものと考える。

(72) 『別聚符宣抄』延長元年九月十四日官符

(73) 『続左丞抄』（二）延久六年（一〇七四）七月二十三日官符

(74) 『後二条師通記』寛治五年（一〇九一）二月十七日条

(75) たとえば臨時仁王会料米・布施料は、長保二年（一〇〇〇）三月にそれまでの臨期官符国宛制（料米）・大藏省（率分所）切下文方式（布施料絹綿）から永官符国宛制に転換したが（『權記』十九日条）、『小右記』長元四年（一〇三二）八月九日条に「秋季臨時仁王会料物、加賀国六月内可進納」之官符（今月到来、官符遲來之間、官物分附新司之由、前司俊平申返、解文・官符等頭弁持來）とあり、斎院禊祭料同様に、毎年、官符で進納が命じられていた。それは「臨時」仁王会であるからではなく（納期は春季が「正月内」、秋季が「六月内」と固定されている）、永官符国宛制に通有する属性だからである。

(76) 渡邊註（68）論文も、大津氏が一〇世紀後半の財政構造転換の指標とした諸制度の淵源が一〇世紀初頭の構造改革にあるとの立場から、中宮御贋の永官符国宛方式が宇多皇太夫人付属中宮職まで遡ることを推定する。また永宣旨と永官符の同一性も指摘している。『続左丞抄』（二）延久六年（一〇七四）七月二十三日官符、『後二条師通記』寛治五年（一〇九一）二月十七日条は渡邊論文によつて氣付かされた。

(77) 『侍中群要』第二 日中行事

(78) 佐藤註（4）著書第三部第一章（初出『日本史研究』五〇一号二〇〇四年）

(79) 『政事要略』卷五七 交替雜事（雜公文）

(80) 『延喜式』（卷三四 木工寮）

(81) 長澤註（19）論文。氏は慎重かつ控え目に論を展開するが、永宣旨方式・別蔵納・正蔵率分制について卓見を示し、また王朝国家財政構造解明にとつて有益な示唆を随所で行つている。

(82) 渡邊註（28）論文、同註（68）論文
(83) 仁平四年（一一五四）正月二十一日斎院司奏『除目大成抄』七

諸司奏

(84) すぐあとで検討する延長四年官符で「諸祭料物」違犯として色代納を問題視している。受領の色代納申請は指定品目以外で進納するとの裁許を求めるもので、受納側にとつて指定品目不足になり、受領にとつては交換率操作による利益獲得の手段になることから、審査は厳しい。色代納裁許申請については、『北山抄』（卷十 吏途指南）の「臨時申請雜事」が冒頭にあげている。

(85) 申請解文不裁許について、前稿では禊祭料の申返のことだと即断してしまい申返をいつさい認めないと解釈したが、受領が、とりわけ新任に当たつて種々の権限付与や特例措置を太政官に要請して諸国条例事定で裁許される「国司申請雜事」をはじめ受領の申請をすべて拘留して裁許しない、という解釈に改める。なお谷口昭『諸国申請雜事』（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社 一九七〇年）。

(86) 『類聚符宣抄』天禄二年（九七一）七月九日官符。この国宰申請不裁許文言があることから、「臨時交易」が延長五年（九二七）にはすでに存在し、延長五年勅語以後、国宛官符に申請不裁許文言が載せられるこことになつたといえよう。

(87) 曽我良成『諸国条事定と国解慣行』（『王朝国家政務の研究』第二章 吉川弘文館 一〇一二年、初出『日本歴史』三七八号 一九七九年）

(88) 下向井・光谷注（69）論文。『北山抄』（卷十 吏途指南）に、しばしば「延長起請」「天曆起請」「天徳起請」がみえ、受領功過定

に関わる事項について公卿起請がなされて官符が出されたことがうかがわれる。

(89) 『新抄格勅符抄』長保元年（九九九）七月二十七日太政官符所引

(90) 「神態御倉」については、『貞信公記』天暦二年（九四八）正月十四日条に村上天皇が祈年祭の「年来懈怠甚多」の改善を関白忠平に求め、公卿議定は「神態御倉」に「勾当官人」を置いて「勤行」させることを具申している。『延喜式』（神祇一 四時祭上）には祈年祭における神祇官の祭神七三七座への幣料は「具數申官」とあり、本来祈年祭幣料は神祇官から太政官に申請し大蔵省から「請受」するものであった。『西宮記』（臨時六 弁官事 前本甲裏書）所引「佐忠私記」応和二年（九六二）二月五日条には、右中弁藤原佐忠が、春日祭女使料物を大蔵省正蔵担当大蔵史生に書き出させて「神態御倉」に昇つたが、「返抄」（国宛て日収）に署判しただけで女使に支給する絹は率分倉「在下物」で宛てたという注目すべき記事がある。この記事は、転換期の財政構造分析にとって好個の史料であり、第二章第三節すでに検討した。この二つの記事から、①「神態御倉」は祈年祭・春日祭などの祭祀用途を出納する倉庫であること、②大蔵省正蔵の別蔵（正蔵担当大蔵史生が出納）であったこと、③実際に勾当官人が置かれていたこと（右中弁佐忠と大蔵輔は勾当官人だと考えられる）、④「神態御倉」内には見物は実在せず（したがって勾当弁は国宛て日収に署判するだけ）、率分蔵のしかも正規納物ではない「在下物」で宛てられることがあつたこと、などがわかる。「諸祭料物」の「別蔵」は「神態御倉」とみてよい。天暦六年（九五二）に導入された正蔵率分割との関連性が問題になるが、①正蔵率分は「諸祭料物」だけを供出するものではないこと、②進済された調庸雜物から割き取つて別蔵する神態御倉に対して、正蔵率分は国司が別解文で別納すること、③正蔵率分割発足後も神態御倉は存続し（『扶桑略記』天徳四年（九六〇）二月二十八日条「大蔵省奏_三神態御庫度々鳴状」）、上記のとおり応和三年には神態御倉で返抄に署名したものを率分倉在下物から充用している例があること、の三点において両者が別の存在であるこ

とがわかる。応和三年以降、その名がみえないのは、正蔵率分割の定着などによつてその存在意義を喪失したからであろう。

(91) 応和三年閏十二月二十八日官符（『政事要略』卷五一 交替雜事 調庸未進）

(92) 『政事要略』（卷五十一 交替雜事）延長五年十一月二十六日官符。同天暦元年閏七月二十三日官符には延長五年十二月十三日官符として所引。私は、後述する諸国調物宿納所々の検非違使による一齊調査が十二月十三日ごろに指令されたことから、後者の十三日の日付が正しいのではないかと考える。

(93) 『類聚符宣抄』（巻八 受領功過）延長六年閏八月二十八日主計寮宛上宣宣旨。なお国史大系本は「若有餽惠、已日収」とするが、鼈頭に、底本（宮内庁書陵部蔵）では「已」に「色」の傍書ありとし、塙本では「色」とする、とある。私は本文のように訓んでみた。

(94) 『政事要略』（巻五一 交替雜事）延長六年（九二八）閏八月二十八日奉勅宣旨